| 説|| ――ゾルゲ事件研究と「太田耐造関係文書」

加藤 哲郎

編集・解説

加藤哲郎(かとう・てつろう)

大公のmain.jp/homc.html xdomain.jp/homc.html xdomain.jp/homc.html xdomain.jp/homc.html

ゾルゲ事件史料集成 太田耐造関係文書

解説

―――ゾルゲ事件研究と「太田耐造関係文書_

加藤

哲郎

□ はじめに――『ゾルゲ事件史料集成 太田耐造関係文書』

次史料を、まとめたものである。「太田耐造関係文書」のなかの、ゾルゲ事件に直接・間接に関わる第一本史料集成は、二〇一七年に国立国会図書館憲政資料室で公開された

文書の性格と憲政資料室での原史料探索・追試の便宜を考え、原則とし 欧米・中国・満洲・朝鮮半島の共産主義情報 事件と多少とも関連を持つ外国諜報関係、 年一月)をもとに、「3 司法書記官、 て憲政資料室 170 \ 215 ~一七年七月)」中の「3・4 ゾルゲ事件」と分類された文書(請求番号 |周辺史料||として収録した。文書の順序は、必ずしも年月順ではないが、 編集にあたっては、憲政資料室の「太田耐造関係文書目録」(二〇一七 中共諜報団事件などの執務・裁判・取調関係史料をも「関連史料 「目録」 以下原則として []内にゴシックで表記)を中心に、 の分類番号によった。 刑事局第六課長 日本共産党再建運動、 企画院事件、 (昭和一四年一月 満洲合作社 ソ 連 同

あらかじめ述べておけば、「太田耐造関係文書」の全体は、神兵隊事

集した、手書きやタイプ印刷の、文字通りの第一次史料である。 株など右翼・国家主義史料や治安維持法・言論統制検閲史料などを含む件など右翼・国家主義史料や治安維持法・言論統制検閲史料などを含む件など右翼・国家主義史料や治安維持法・言論統制検閲史料などを含む件など右翼・国家主義史料や治安維持法・言論統制検閲史料などを含む件など右翼・国家主義史料や治安維持法・言論統制検閲史料などを含む

件を国際諜報団事件として発表する」とあるが、その「我が国情に関 漏洩事件告発につき奏上を受けられる。 法大臣岩村通世に謁を賜い、 体制への打撃を最小限にとどめようとしたことがわかる。 と比較すると、 て綴じ込まれていた。 する秘密事項」の具体的内容が、「太田耐造関係文書」に上奏文案とし (一九四二) 年五月一三日に、 2] である。 『昭和天皇実録 第八』 (東京書籍、二〇一六年) の昭和一七 特筆すべき新資料は、 当時の国家権力内部で、 それを五月一七日の各紙が報じた 昭和天皇へのゾルゲ事件「上奏文」[206-1、 尾崎秀実及びリヒャルト・ゾルゲ等の機密 「午前一一時三〇分、御学問所において司 ゾルゲ事件を小さく扱い、 なお一六日、 司法省はゾルゲ事 そのための新 「司法省発表」

聞記事掲載要項」で報道統制した経緯も明らかになる。 聞発表文を内務省・外務省・大審院とも調整して逐語的に検閲し、 「新

裁判資料は少ないが、思想検事としての太田の経験が、中共諜報団事件、 された。尾崎秀実、宮城与徳、 警保局保安課「ゾルゲを中心とせる国際諜報団事件」のもとになった詳 備部 満洲合作社事件、 太田耐造が、一九四二年九月に満州国司法部に転任するため、その後の 成、中西功ら日本人被告・関係者の新資料・証言も、初めて発表される。 年六月一〇日「国際共産党対日諜報機関検挙申報」[205] として発見 しい内務省の捜査総括記録も、 事件全体の総括として、 『外事警察資料』第三巻第五号、一九五七年)巻頭に収録された内務省 満鉄調査部事件などにも影を落としたことが読みとれ 『現代史資料 ゾルゲ事件1』(及び警察庁警 西園寺公一、犬養健、 留岡幸男警視総監の司法大臣宛一九四二 田口右源太、水野

補

に導くことになるであろう。 書簡類の発掘・公刊と共に、二一世紀のゾルゲ事件研究を、新たな段階 セーエフらによるゾルゲが上海・東京からモスクワに送付した秘密電文・ 本史料集成での「太田耐造関係文書」の公開は、ロシアのM・アレク

開

П 戦前・戦時の思想検事、太田耐造と「太田耐造関係文書」

1 国会図書館憲政資料室における「太田耐造関係文書」 |〇|七年公開 の

以下のように解説している。 「太田耐造関係文書」を、国会図書館憲政資料室は太田の略歴を附して、

> 受入事項 太田耐造関係文書 [https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/ootataizou.php] 所蔵、 資料形態 原資料、 数量 一一〇四点、 書架延長 四·五

旧蔵者 太田耐造、 旧蔵者生没年 一九〇三 ~一九五六

受入公開 二〇一七年一月、個人より寄贈、二〇一七年二月二八日、公 事・予備検事、 科試験合格、 一九四六・八・一二弁護士登録、 大審院検事、 審院檢事、一九四五·四司法書記官·大臣官房会計課長、一九四六·一 東京控訴院検事、一九四二・九満洲国司法部刑事司長、一九四四・一二大 旧蔵者履歴 一九二八·三東京地区裁判所、沼津区裁判所、 一九〇三・五・一五東京生まれ。一九二六・一二高等試験司法 一九二七·三東京帝国大学法学部政治学科卒、 一九四六·二甲府地方裁判所検事正、一九四六·七退職 一九三九·一司法書記官、刑事局第六課長、一九四二·八 ·八·二四公職追放。一九五六·三·二一死去。 東京刑事地方裁判所検 同年司法官試

翼」、「左翼」等の題箋が貼付され、テーマごとのファイルに綴られている。 調査研究資料、法令案修正等の執務資料は、その多くに秘印が付され、「右 訊問調書等を含む。司法部配布資料、部内会議概要、各裁判所向けの通牒 成ないし取得した資料が多くを占め、 主な内容 検索手段 司法省刑事局第六課長等を歴任した太田耐造が、業務上で作 太田耐造関係文書目録 (PDF 一八七一 KB) 神兵隊事件やゾルゲ事件に関わる

Lhttps://rnavi.ndl.go.jp/kensei/tmp/index_ootataizou.pdf

関連文献

pdf?contentNo=1] [http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978697_po_geppo1711 六七九号、二〇一七年一一月 【資料紹介】「憲政資料室の新規公開資料から」『国立国会図書館月報

【伝記】『太田耐造追想録』太田耐造追想録刊行会、一九七二年

以下のように述べている。 料室に入った経緯は、仲介者であった伊藤隆(東京大学名誉教授)が、料室に入った経緯は、仲介者であった伊藤隆(東京大学名誉教授)が、

して、 耐造関係文書」を憲政の鈴木氏が取りに来てくれたとの報告のメールが 係文書」のやや詳しい概要を作成して下さる。いろいろ話し合い、説得 信を送った。この月一五日国会図書館の入口で太田知行氏と落ち合い 来たので、 氏からもメールがあり、 二〇一五年二月、 入った。(伊藤隆「個人文書の蒐集・その実践」『広島大学文書館紀要』第一七号 憲政資料室に行き、堀内氏と鈴木氏と話し合う。太田氏は「太田耐造関 いうことを長尾氏に伝えたら、太田氏に連絡して呉れた。また太田知行 と言っているがという手紙を受け取った。憲政に連絡して引き受けると 太田耐造の息子知行氏が父親の残した血盟団関係の史料をどうしようか 「〔平成〕二五年〔二〇一三年〕一〇月始めに旧知の長尾龍一氏から、 最終的にご寄贈下さることになった。翌月太田知行氏から「太田 それに対して私の考えを述べ、憲政資料室に案内する旨の返 六六頁 父親の残した史料について概要と不安を書いて

関係」をもとに、以下のように「ゾルゲ事件」関係資料の概要が述べらの新規公開資料から」には、主として資料番号206~212「事件公表当時)に整理と目録作成を依頼し、「凡例」「目次」「目録」が作られた。当時)に整理と目録作成を依頼し、「凡例」「目次」「目録」が作られた。当時)に整理と目録作成を依頼し、「凡例」「目次」「目録」が作られた。当時)に整理と目録作成を依頼し、「凡例」「目次」「目録」が作られた。当時)に整理と目録作成を依頼し、「凡例」「目次」「目録」が作られた。当時)に表現の表現の概要が述べら

ねた。(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978697_po_geppo1711 pdf?contentNo=1)

太田耐造関係文書(一一〇四点、平成二九年二月公開

戦前期の司法省を知る恰好の資料群です 取締りの過程での押収物など、当時の生々しい資料も残っており、 号213)では、新聞への写真掲載を禁止するほか、トップ扱い等をしな また、発表に合わせて作成したとみられる「新聞記事掲載要領」(資料番 と突き合わせると、どこに外務省の意見が反映されたか一目瞭然です。 いる様子が看取されます。このゾルゲ事件に係る資料のほか、 いよう命じており、政府がこの事件の国民への影響を統制しようとして き込まれた発表草案が残っています。それに対する「外務省非公式意見 その間、発表の在り方をめぐって検討がなされていたようで、修正が書 に司法省から「国際諜報団事件」として発表されました。司法省内では 月にゾルゲらが検挙された当初、事件は公表されず、翌昭和一七年五月 して機関員が逮捕、 ゾルゲを中心とする諜報機関が日本の機密情報をソ連に通報していたと の取調べが行われていました。これは、第二次世界大戦中にリヒャルト 調書等を含みます。太田が刑事局第六課長であった期間には「ゾルゲ事件」 る要職を歴任した人物であり、 太田耐造は思想取締等を担う司法省刑事局第六課長等、司法行政に係 処罰された事件です。昭和一六(一九四一)年一〇 同文書は業務上取得した内部文書や訊問

五月には「国際諜報団事件」になったことも書かれている。二〇一八年ては、間違ってはいない。一九四二年三月の「ゾルゲ事件」という呼称が、この説明は、「太田耐造関係文書」[206~212]の意義の説明とし

図書館月報』第六七九号にもとづくものであろう。八月一八日『毎日新聞』一面トップのスクープ報道は、この『国立国会

は全文が紹介されている。

次史料を影印版で提供することにした。

、次史料を影印版で提供することにした。

、安・第一巻「解説」での全文引用の際も(五三九頁)、この第三巻『月時を、第一巻「解説」での全文引用の際も(五三九頁)、この第三巻『月時を、第一巻「解説」での全文引用の際も(五三九頁)、この第三巻『月時を、第一巻「解説」での全文引用の際も(五三九頁)、この第三巻『月時を、第一巻「解説」での全文引用の際も(五三九頁)、この第三巻『月時を、第一巻「解説」での全文引用の際も(五三九頁)、この第三巻『月中では、本では、本では、

太田耐造関係文書目録【凡例】

数量、付属資料、合綴注記を採録した。・請求番号、標題、作成者、宛先、作成年月日、内容、備考、記述法、用紙・

・標題は原則として資料の原題に基づくが、目録作成者が適宜付与したも

・作成者、宛先、作成年月日で、推定したものは〔 〕を付した。のには〔 〕を付した。

文書中に形態が異なるものが複数存在する場合、一枚+一綴というよう・数量については添付物のある場合、添付物の数量を加えずに数えた。一

に形態別に数えた。

記した。 再合綴が困難な場合、一綴(四枚)というように枚数を()内に併善ののいては、もともと金属を用いて綴ってあったが、金属除去後、

は数量を記載しなかった。 ・数量が空欄となっているものは、細目(枝番)のある簿冊である。その

い。 収納した上で資料封筒に封入した。このことについての記述はしていな収納した上で資料封筒に封入した。このことについての記述はしていなていたものが複数綴みられる場合は、金属を除去後、綴毎にフォルダに・ホチキスなどの金属類の除去を行った。なお一文書中に金属類で綴られ

○目録の構成

務を基準として大分類を設定し、文書の形式を基準として中分類を設定・主に太田が業務上作成・取得した文書によって構成されているので、職

した。

複数ある場合は、同一事件のものはまとめて配列した。・中分類内部は、基本的に年代順に配列した。特定の事件に関する資料が

中分類「4 事件別」は原秩序段階で旧蔵者(太田本人)によって、他

件」と「ゾルゲ事件」に限り立項した。の資料と区別したうえで厳重に密封する形で保管されていた「神兵隊事

大分類〉

8 甲府地方裁判所検事正 会計課長(昭和二〇年四月~一二月) 7 大審院検事(昭和二一年一月) 院検事(昭和一九年一二月~二〇年三月) 6 司法書記官・大臣官房 満州国司法部刑事部司長(昭和一七年九月~一九年一一月) 3 津区裁判所、東京刑事地方裁判所検事(昭和三年一二月~一三年一二月) 1 司法官試補(昭和二年四月~三年一一月) 2 東京地区裁判所、 司法書記官、 趣味 11 年代不明 刑事局第六課長 (昭和二一年二~七月) (昭和一四年一月~一七年七月) 9 退官後 5 大審 10 太田 4 沼

(中分類)

て作成した。 本目録は、憲政資料室が大江洋代氏(当館非常勤調査員)に依頼し

太田耐造関係文書目録【目次】

- 1 司法官試補(昭和二年四月~三年一一月)
- 一二月~一三年一二月) 2 東京地区裁判所、沼津区裁判所、東京刑事地方裁判所検事(昭和三年
- 2:1執務資料 2:2裁判資料 2:3押収・収集資料 2:4神兵隊事件

3·1執務資料 3·2裁判資料 3·3押収·収集資料3 司法書記官、刑事局第六課長(昭和一四年一月~一七年七月)

3・4ゾルゲ事件

3・4・2事件概要 3・4・3事件公表関係 3・4・4その他3・4・1 取調関係 訊問調書 取調状況 他所への照会・回答

満州国司法部刑事部司長(昭和一七年九月~一九年一一月)

4

4.1執務資料 4.2裁判資料

5 大審院検事(昭和一九年一二月~二○年三月)執務資料

6 司法書記官・大臣官房会計課長(昭和二○年四月~二○年一二月)執

7 大審院検事(昭和二一年一月)執務資料務資料

8 甲府地方裁判所検事正(昭和二一年二~七月

8.1執務資料8.2裁判資料8.3押収・収集資料

9 退官後

11 年代不明

※ 太字は編者による。

正確に伝えている。それは、どのような意味で特別なのであろうか。 表格』一一〇四点公開」(東京版は二〇一九年二月四日夕刊)が、比較的思検事』の秘蔵文書」「故太田耐造氏 ゾルゲ事件捜査」「情報統制の『代この点は、『朝日新聞』大阪版二〇一八年一二月二五日記事「戦時『思田耐造が自ら一大コレクションと自負していた、特別の史料群だった。 田耐造が自ら一大コレクションと自負していた、特別の史料群だった。 コまり、憲政資料室の整理・分類によっても、「太田耐造関係文書」

(2)「太田耐造関係文書」における「ゾルゲ事件」関係史料の

あり、両者は相互に補い併用さるべきである。 べた外国人被告ゾルゲ、ブーケリッチ、クラウゼン夫妻についての史料 調から起訴までの史料に詳しく、一九四二年九月満洲国官吏に転勤以降 れることになる。ただし司法省思想検事の太田耐造は、捜査・検挙・取 書房刊 『現代史資料 ゾルゲ事件』全四巻を官憲側第一次史料としてき 手書きやタイプ印刷のまま保存されていた。そのため、これまでみすず は少ない。この点では、内務省中心の『現代史資料』にも独自の意義が の裁判・公判史料・判決文は入っていない。また内務省の外事警察が調 た従来の研究は、そのオリジナルの意味が疑われ、「第一次」性を問わ 第一に、「太田耐造関係文書」の多くは、印刷された活字ではなく、

は明確な原本があった。 集めであるばかりでなく、 たかたちをとっているが、 書房編集部 第二に、みすず書房刊『現代史資料 ゾルゲ事件』全四巻は、みすず (小尾俊人) に大橋秀雄、山辺健太郎、石堂清倫らが協力し 一九六二年に刊行された第一~三巻には、 『特高月報』等に掲載された活字資料の寄せ 実

料①)。これを、①ゾルゲ、②尾崎秀実、③その他の被告別の資料とし 警察庁警備第二課長・小野政男の一九五七年一月付序文がついている(史 を発見する」『日本古書通信』第一〇七一号、二〇一八年一〇月、参照)。 第三巻第五号「ゾルゲを中心とする国際諜報団事件」と題する文書で、 て再編集し補足したのが、みすず書房版『現代史資料 ゾルゲ事件』第 三巻(第四巻はその後の一九七一年時点での補充資料)である(船橋治 それは、戦後一九五七年六月の警察庁警備部・部外秘 『現代史資料』(1)~(3)・ゾルゲ事件(一)~(三)の原本 『外事警察資料』

用に編んだ『極秘 外事警察資料』であるから、

占領期に編まれた米国

それも原本が、戦後一九五七年に警察庁警備部が東西冷戦の対ソ諜報戦 『現代史資料』は、内務省資料及び裁判所の公判資料が中心である。

陸軍「赤狩りウィロビー」の一九四九年報告書(邦訳、C·A·ウィロビー

序

になつているが、 事件であろう。ゾルゲ事件は、ソ連の諜報活動の実態の一端を示すものとして、世界各国の治安機関の重要な研究資料 終戦前における我国内の諜報事件の中で、その規模において、その内容において最大のものは、何といつてもゾルゲ 我国の場合は、特に本事件が国運を大きく左右した経緯に鑑み、今後再び般前の轍を踏まざらんため

いたのであるが、今般各方面の厚意によつて、そのうち主要なものを大体回収することができたので、 ところが遺憾なことには、事件関係記録が終戦時の混乱のために散逸してしまつて、そのために著しく不便を感じて

を使用してある外は、出来るだけ原資料の体裁を保持するように留意した。 ど各般に亘つているが、印刷上の都合から、片仮名の代りに平仮名を用いたり、外務省編集の資料については当用漢字 なお、集録した資料は、内務省督保局編纂の「昭和十七年中に於ける外事警察模況」を中心として関係者の供述調書た

警察庁警備第二課長 政

JII.

昭和三十二年一月 部外秘 ゾルゲを中心とする国際課報団事件 察 Ιĵ 58 備

史料①

共通する、米国マッカーシズムの反ソ謀略風バイアスがかかっている。『赤色スパイ団の全貌 ゾルゲ事件』福田太郎訳、東西南北社、一九五三年)と

四月)とも似ており、日ソ国交回復時に作られた、日米諜報機関による 管見の限りでは見つかっていない。編集・装丁は、巻号の記されていな 係る電波法違反事件」(一九五五年)、第一巻第二号「関三次郎及P・K 和十七年中に於ける外事警察の概況』(一九四三年)の印刷文を採録して トルが『ゾルゲを中心とせる国際諜報団事件』と、戦前内務省警保局 の警視庁公安部 コ事件 い一九五九年の警察庁警備局『外事警察資料 カナダにおけるグーゼン を中心とする国際諜報団事件」は、その第三年度第五号である。他の号は、 立公文書館 大学・ミシガン大学図書館等にも入っている。編者(加藤)は、 同志社大学図書館、 資料』第三巻第五号「ゾルゲを中心とする国際諜報団事件」のみが確認 対ソ連スパイ情報共有のための極秘資料であったと考えられる。 察資料』は、国立国会図書館(NDL Online)で警察庁警備部 『現代史資料』第一巻(一九六二年)巻頭もほぼ同じ内容であるが、 四〇三号事件」(一九五五年一二月)の存在を確認している。「ゾルゲ 『外事警察資料』 ソ連スパイに関する英連邦王室調査委員会報告書』、一九六九年 ただしグーグル・ブックス等で検索すると、 (復刻版全四巻は不二出版、一九九四年)、戦後の警察庁 (NARA) で、 『外事警察資料 ラストボロフ事件・総括』(昭和四四年 は、 法政大学大原社会問題研究所、 戦前内務省警保局編で同名の資料集が発行され 『外事警察資料』第一巻第一号「三橋正雄に 米国カリフォルニア 第三巻第五号は、 『外事警察 『外事警 米国国 なお、 タイ 昭

司法省官僚、太田耐造が集めたコレクションなので、資料収集・保管の条約・ゾルゲ事件発覚・対米戦争開始と同時進行で、思想検事であるそれに対して「太田耐造関係文書」は、日独伊三国同盟・日ソ中立

入っていない多くの新史料も含まれている収録の活字資料と内容的に重複するものもあるが、『現代史資料』には目的も異なり、独自の価値がある。事実、後述するように、『現代史資料』

第三に、ゾルゲ事件の被告たちは、治安維持法違反(一九二五年制定、かつて横浜弁護士会が詳しく法律的に検討した法的問題を孕むものでをづく解釈・執行であった。

シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者」を取締対象とした治安維持法は れ その八○%が獄中で「転向」したこと、一○万人のうち六万八三三二人 体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織 行されたことが明らかになった。つまり、もともと一九二五年に「国 は日本人で死刑執行はなかったが、 治安維持法違反被告一〇万一六五四人中、実際の共産党員は三%程度で. われた――治安維持法一〇万人の記録」におけるビッグデータ分析で、 び二〇一八年八月一八日放映のNHK/ETV特集「自由はこうして奞 執行の問題性を、改めて具体的に検討する格好の素材となる 件判決を読む』一九九七年)、「太田耐造関係文書」は、その解釈・ あるにしても(横浜弁護士会国家秘密等情報対策委員会編・発行『ゾルゲ事 九二八年の勅令で「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」に 治安維持法については、 内二万六五四三人の朝鮮人民族運動活動家中の五九人には死刑が執 荻野富士夫らの一連の研究と資料集編纂、 植民地でも三万三三二二人に適用さ 運 用

察により監視され検挙された。教育運動・民族運動、読書会、俳句・短歌など趣味の会までが、特高警学術団体・文化団体・宗教団体から農民運動・青年学生運動・女性運動・まで対象が拡大され(目的遂行罪)、共産主義運動・労働運動に留まらず、

料からも、その具体的運用を読み取ることができる。 「予防拘禁」を明文化する一九四一年改正(新治安維持法制定)と「国防保安法」制定の中心になったのが太田耐造だった。「太田耐造関係文書」保安法」制定の中心になったのが太田耐造だった。「太田耐造関係文書」「予防拘禁」を明文化する一九四一年改正(新治安維持法制定)と「国防保安法」「私有財産否認」に加えて「国料からも、その具体的運用を読み取ることができる。

(3)司法省思想検事、太田耐造とゾルゲ事件の関わり

パースンであったことがわかる。 正 職追放」とされている (V頁)。太田が、 年の治安維持法改正や『思想検察規範』制定の中心人物。 年東大法学部卒、三五年中国の思想情勢を視察。三九年司法省刑事局第 につとめた。四五年司法省会計課長、四六年甲府地裁検事正となる、 の招聘で司法部刑事局長となり、その『思想検察』の確立や法制の整備 六課長となり、 『思想検事』(岩波新書、二〇〇〇年)がある。そこでは太田は「一九二〇 一直後に発覚したゾルゲ事件の発覚・捜査・検挙・取調の総責任者、 太田耐造を代表的な一人とする思想検事については、幸い萩野富士夫 アジア太平洋戦争開戦前後の 一九四一年三月治安維持法改 『思想検察』を指揮。 四二年『満洲国 四 キー 公

太田とゾルゲ事件捜査の関わりを示す、いくつかの重要な証言が入って友人等の手で編まれた『太田耐造追想録』(非売品、一九七二年)には、件について直接言及した記録は残していない。しかし、没後に元同僚・太田耐造は、ゾルゲ事件について捜査を統括する立場にあったが、事

いる。

(五月書房、一九九三年)の有力な傍証となった。 (五月書房、一九九三年)の有力な傍証となった。 (出てくる、太田の刑事局第六課長の後任であった井本臺吉(戦後は検事総長)の発言「伊藤律が全部ばらしたようなことをよく書いているのだけれども、伊藤律なんか殆ど関係ないよ。あれを伊藤律が全部ばらしたようにしちゃったんだね」という発言(二八七を伊藤律が全部ばらしたようなことをよく書いているのだけれども、伊藤律が全部ばらしたようなことをは、出ているのでは、一九七一年の「追想座談会」中の「ゾルゲ事しばしば引かれるのは、一九七一年の「追想座談会」中の「ゾルゲ事しばしば引かれるのは、一九七一年の「追想座談会」中の「ゾルゲ事

同時に、この座談会では、興味深い問題がさまざまに述べられている。

- ① 近衞新体制運動期の風見章司法大臣と太田耐造課長の親密な関係以下、要点のみ摘出する。
- 3 2 が、 ゾルゲに流れた国家機密が何であるかは地検が捜査できなかった を偽装左翼と考え、「中央公論」 に早くから目をつけ、検挙の一年前に検討を命じられた(司波實)、 れなかった 策ではなく南進策に向かうよう働きかけた謀略ではないかと捜査 ゾルゲ事件で昭和研究会全体の捜査はできなかった。 しようとしたが、実際に南進で戦争が始まったので捜査を進めら 太田が非公式ルートで全部調べてきた (玉沢光一郎)、太田は国粋主義的で、 の尾崎の論文「東亜共栄圏論 (桃沢全司) 昭和研究会関係 日本が北進
- ゼンの検挙による(桃沢・玉沢)、ルートで昭和九年分から入手できた、暗号解読の乱数表はクラウゾルゲ事件の電信傍受は工務局長松前重義と太田が親しく、その
- き、尾崎を一〇月一五日に検挙した。たまたま政変でゴタゴタしの。 宮城与徳の取調で尾崎とゾルゲの名が出て、一緒に検挙しようと

朝に検挙できた(司波)、 朝に検挙できた(司波)、内務大臣が反対してもおれが責任を持つと岩的だった(井本)、内務大臣が反対してもおれが責任を持つと岩的だった(井本)、内務大臣が反対してもおれが責任を持つと岩

- ⑥ 青柳キクヨから米国共産党の北林トモの話が出て、特高一課は⑥ 青柳キクヨから米国共産党の北林トモの話が出て、特高一課は
- ① 太田の満洲刑事局長転勤は、華族会館で近衞と太田が会ったのが

あるだろう。 に見ていた。これらの一つ一つの点を、本史料集成でも検証する必要が 太田耐造自身は何も書き残していなかったが、同僚や部下はこのよう

一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。一四五頁)。

ゴルゲ事件」の史資料的関係 □『現代史資料 ゾルゲ事件』全四巻と「太田耐造関係文書

(1)みすず書房版『現代史資料』と本史料集成との併用の必要

に、その概略のみを記す。全四巻との重複については、別表「収録史料一覧」に注記したが、以下全四巻との重複については、別表「収録史料一覧」に注記したが、以下ルゲ事件」[170~215])と、みすず書房『現代史資料 ゾルゲ事件』本史料集成収録の直接関連史料(中心は「外諜関係」[110]及び「ゾ

る。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。研究上では、両者は併用さるべきである。

り、解読・印刷ミスが少ないだけ、資料的信頼性は高い。印刷資料であるみすず『現代史資料』全四巻や『特高月報』等よ② 「太田耐造関係文書」はタイプ印刷及び手書きの第一次史料で、

- 3 綴じ込み順序等から、 司法省「思想検事」としての観点からの収集で、 太田耐造の思想がわかる。 その位置づけ、
- 4 があり、 部局・担当者による微妙な差異、書き込み・修正・下線・削除等 最終文書が重複しても、 作成過程が再現できる。 当該文書の草稿・草案、 作成日時・担当
- (5) しており、「3・4・3 事件公表関係」も付されている。 文までの取調関係(一九四一年一〇月~四二年五月一一日) づけることができる、「3・4 ゾルゲ事件」は逮捕から天皇上奏 当時の言論思想政策、対外対策全体のなかで、ゾルゲ事件を位置 が充実
- 6 など。 巻所収分はほとんど入っている。[185]「ゾルゲ事件取締状況 1 7 7 9 10 く「一二月三日」。[177-8]以下の「尾崎秀実検事訊問調書」は、 以下の「ゾルゲ事件」と一緒の方が、わかりやすかった。[173] 江洋代作成) も、完全ではない。「外諜関係」[110] は [170] ただし、国会図書館憲政資料室の整理・目録(非常勤調査員、 「尾崎秀実供述要旨(其の三)」の日付は目録の「一○月」ではな 「中里功、 中里隆夫」は「中西功、西里竜夫」の誤りである、 1、1、13……] とすべきで、『現代史資料』第二 大
- 7 この間の「太田耐造関係文書」収集と併行したみすず書房 党対日諜報機関検挙申報」は、その中核部分のオリジナルである。 資料』一五四七頁分の再編集と判明した。「太田耐造関係文書 史資料 [205] 留岡警視総監·司法大臣宛四二年六月一〇日 〜三巻の大部分は、 の原典調査 (船橋治)で、『現代史資料 ゾルゲ事件』第 戦後一九五七年、 警察庁警備部 「国際共産 『外事警察 『現代

- 2 郎修正 『現代史資料 ゾルゲ事件』全四巻中にはあって、 造関係文書」目録にはない項目一覧(進藤翔大郎作成・加藤哲 「太田耐
- みすず書房『現代史資料 ゾルゲ事件1』
- 国際諜報団事件
- (一三) 諜報機関と他の組織との関係並に諜報取締上の参考事項
- (一四) 事件の発表に対する各方面の反響
- リヒアルト・ゾルゲの手記 1

リヒアルト・ゾルゲの手記

2

- Ŧî. 検事訊問調書
- 六 予審判事訊問調書
- t 東京地裁判決

大審院上告棄却決定

みすず『ゾルゲ事件2』

一、二 尾崎秀実の手記

- 特高警察官意見書
- 六 予審判事訊問調書
- 七 東京地裁判決文 予審終結決定
- 九 大審院判決
- 0 特高警察官意見書
- みすず『ゾルゲ事件3.
- マックス・クラウゼンに対する検事訊問調書
- 兀 マックス・クラウゼンに対する予審判事訊問調書 マックス・クラウゼンに対する予審終結決定

六 宮城與徳の手記

七 宮城與徳に対する予審判事訊問調書

八 宮城與徳に対する予審終結決定

九 アンナ・クラウゼンに対する検事訊問調書

一〇 アンナ・クラウゼンに対する予審判事訊問調書

アンナ・クラウゼンに対する東京地裁判決文

三 西園寺公一の手記

四 西園寺公一に対する予審訊問調書

五 西園寺公一の予審終結決定

六

西園寺公一の東京地裁判決文

八 ブランコ・ド・ヴーケリッチに対する判決文

一九 その他の判決文

みすず『ゾルゲ事件4』

二 中間報告

朝鮮総督府傍受無線暗号解読訳文

及び資料リヒアルト・ゾルゲ家宅捜査の結果発見したる、発信原稿・情報

英文情報訳文」はある。 ※「太田耐造関係文書目録」には「ゾルゲ宅ヨリ発見セルペン書

ゾルゲ宅より発見せるフィルム (ライカ型) 内容訳文 (原文独逸語

一 新情勢の日本政治及び経済上に及ぼす影響調査

一二 ゾルゲ警察訊問調書

一三 クラウゼン警察訊問調書

四 クラウゼン訊問終了に際しての警察意見書

一五 アンナ・クラウゼン警察訊問調書

ヴーケリッチ警察訊問調書

六

一七(ヴーケリッチ訊問終了に際しての警察意見書

二二 国際諜報団事件に対する意嚮に就て

ての「太田耐造関係文書」の特徴Ⅳ 具体的事例とみすず『現代史資料 ゾルゲ事件』に比し

(1)「太田耐造関係文書」ゾルゲ事件関連史料の内容的特徴

て頂ければ幸いである。編者が重要と思われた点は、ゴシックで示す。中料」については省略する。読者がそれぞれの観点から、解読し追試し一九五七年)に比しての注目点を、気がついた限りで簡単に記す。「周辺書房『現代史資料 ゾルゲ事件』全四巻(及びその原本『外事警察資料』とした主なものについて、これまでの研究で定本とされてきたみすずとした主なものについて、これまでの研究で定本とされてきたみすずとした主なものについて、これまでの研究で定本とされてきたみすずとした主ないである。編者が重要と思われた点は、ゴシックで示す。

「98-18」「共産主義運動の状況」作成年月日は明記されていないが、「98-18」「共産主義運動の状況」作成年月日は明記されていないが、

まりゾルゲ検挙後もソ連は親善国であった。
人の検挙手続きは「敵国」英米仏人とは別で「一時留保」が必要)、つ人の検挙手続きは「敵国」英米仏人とは別で「一時留保」が必要)、つ人と親善国家人の検挙手続きの区別(一二月六日 「親善国」独伊ソ国「104」外諜被疑者検挙計画大綱(一九四一年七月二五日)による敵国

策協議会設置理由並要網案」大審院検事局、内務省警保局、憲兵司令[106-27] 一九四一年八月二六日 司法省刑事局「中央外諜事犯対

部の協議・調整組織

[110] 外諜関係

- 月二八日、日系米国人の扱いは日本人に準ず。
 [110-1] 内務省警保局長「防諜に関する非常措置要綱」四一年一一
- [110-4] 四一年一二月五日 外諜被疑者検挙計画要綱
- も数百人のリストが作られたと推定できるが、それは未発見。容疑摘発三○○人以上の名簿、この伝で行けば、ゾルゲ事件について「110−6」四一年一一月一三日 ドゴール派国防保安法・軍機保護法
- [110-9、10] みすず『現代史資料』第四巻の通信傍受と大部分重複であが、解読訳文には異同、四一年一一月二五日 逓信省傍受AO系Xリ系暗号無線通信文解読。特に三九年九月一日ラムゼー宛電はドイツリ 系語号無線通信文解読。特に三九年九月一日ラムゼー宛電はドイツをある。
- ブルゲ諜報団は赤軍第四部系統。 [110-12]四一年一二月二三日「国際共産党系外諜被疑事件取調状況」
- [110-15] 『現代史資料』 第四巻とほぼ重複する一九三七~四一年の

暗号解読文、ただし訳文・時系列順等に異同

に必要なことであった。元来モスクワでは日本共産党は他のいずれの部の指令は私の情報活動内に密偵が潜入することを防ぐためには絶対宮城には特に日本共産党関係の人々に近寄るなと命令」「モスクワ中央「110-16] 一九四一年一二月、リヒアルト・ゾルゲの供述 「尾崎や

- モスクワの日本共産党観を示す。国の共産党よりも一層沢山の密偵が潜入しているという印象」。当時の国の共産党よりも一層沢山の密偵が潜入しているという印象」。当時の
- トから対ソ戦準備情報を得た)。
 二日「御前会議」もあり(尾崎・宮城から、ゾルゲはドイツ大使館オッコ日「御前会議」もあり(尾崎・宮城から、ゾルゲはドイツ大使館オッせる情報要旨(其の一)」の列挙中に、特記はないが、一九四一年七月
- コミンテルン歴を含め極めて詳細。 [110-19] 四一年一一月二〇日 ゾルゲ調査書、ドイツ共産党歴
- 秋山・北林夫妻・鈴木亀之助・芳賀雄・岡井安正)。 [110-32] 四一年一一月「宮城与徳と下部組織」(田口・久津見・明峯
- [172] 吉河光貞、四一年一〇月一七日(神嘗祭、東条内閣成立・ゾル[110-33]四一年一一月「尾崎秀実と下部組織」(川合貞吉·高橋ゆう)。
- て立件の方向。 て立件の方向。 「コミンテルンルート」での「赤色スパイ」としゾルゲの検挙に向い、「コミンテルンルート」での「赤色スパイ」としルゲの関係を上海時代を含めて詳しく供述。宮城与徳自供を裏付け、 が検挙の前日) 「尾崎秀実供述要旨」 尾崎の検挙直後なのに尾崎とゾ
- 部分も鮮明に出ている。 [176-1]みすず 『現代史資料』 第四巻の川合供述中での「プリント不明
- 銀一との関係、「転向」供述もあり。
 [176-8以下] 水野成、第一~七回訊問調書は第二回を除き初出、鬼頭
- 巻と同じだが、タイトル・前書など若干の相違。 [176-16、17、18] 西園寺公一供述は、内容は『現代史資料』第三

[176-22~28] 田口右源太、第一~七回尋問調書は初出で重要。

述」に、尾崎秀実検挙は満鉄上海事務所第二資料課情報係小倉音次郎(東東軍憲兵隊『在満日系共産主義運動』一九四四年にも、福本勝清編『中東軍憲兵隊『在満日系共産主義運動』一九四四年にも、福本勝清編『中東国書と同じものが入っている。ただし回数名がなく日付のみ。[177-8以下]「目録」にはないが、『現代史資料』第二巻の尾崎秀実検

ての軍・満鉄への照会)。
[194-198] 軍事機密関係(尾崎・宮城供述から得た軍事情報につい

亜同文書院後輩)より知った、周恩来に自分の検挙を伝えたい、楊延年、

汪錦元、

陳一峯との関係、

等々が重要

2) 特に重要な「昭和天皇への上奏文」関連資料

[203] 司法省刑事局 [200] 岩村司法大臣・東条総理宛 法・軍機保護法違反の「御前会議情報漏洩」が、直接の上奏理由だった。 による (コミンテルンやソ連共産党中央委員会に言及なし)。 国防保安 ていない。また、西園寺公一・犬養健の国家機密情報漏洩は、三月 記譯文第一編 た形式で司法省刑事局「ゾルゲ事件資料(二)リヒアルト・ゾルゲ手 禁の流れの中で、 ルゲ事件」と総括されたが、 宮城与徳一〇月一〇日・尾崎秀実一五日、ゾルゲ等外人一八日検挙。 の端緒」に「伊藤律、青柳喜久代等の自供により」北林トモ九月二八日 奏文作成の認可を求めるもので、ゾルゲは「ソ連赤軍諜報機関の指令 捜査の一応の区切りがついたこの一九四二年三月にはいったん「ゾ が米国公文書館資料に入っているが、「太田耐造関係文書」には入っ 昭和一七年二月」(俗にいうゾルゲ獄中手記、 「国際諜報団事件」の呼称が使われた。なお、よく似 四二年三月「ゾルゲ事件概要」。冒頭「犯罪発覚 その後の昭和天皇への上奏、 四二年四月「勅許執筆方の件」、 新聞記事解 生駒佳年

[204]司法省刑事局、四二年五月「ゾルゲ事件関係主要被告人公訴事要」以後に、特高警察ではなく思想検事によって詳しく捜査される。

新聞社の田中慎次郎についても「付録」として総括。実集」では、五人の主要被告のほか、西園寺公一・犬養健、及び朝日()、『『江東東』「『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』「『『『『『』

[205] 留岡警視総監の司法大臣宛 報共用のためかっ 資料)と重なる。戦後警察庁版 (二〇一八年一〇月) によれば、 離約四〇〇〇粁」としている。船橋治『日本古書通信』第一〇七一号 通信技師・西崎太郎の暗号解読 コミンテルン・共産党関係の諜報団としたところがポイント。みすず 警保局保安課「ゾルゲを中心とせる国際諜報団事件」 対日諜報機関検挙申報」は、 フ事件・日ソ国交回復・日本共産党再建に対応した日米諜報機関の情 五号(戦後一九五七年の警察庁警備局による一五四七頁のゾルゲ事件 ゾルゲ事件』第一~三巻の原本は、 及び「一四 事件の公表に対する各方面の反響」はなく、その代わりに 資料と考えられる。赤軍諜報団と知りながら、 『現代史資料』 第一巻九八頁以下の「一三 諜報機関と他の組織との関係 一九四二年八月、 一月)とほぼ同じで(厳密には対照が必要)、その原型となった内務省 戦後の『外事警察資料』第三巻第五号、 みすず『現代史資料』第一巻の内務省 一九六二年のみすず書房『現代史資料 「鑑定書」が付いて「最大通信可能距 『外事警察資料』編集は、ラストボ 大部分『外事警察資料』 四二年六月一〇日 治安維持法適用のため (『特高月報 「国際共産党 一九五七年 第三巻第

公一・犬養健が別立てにされている。

「206」最重要は、「206」昭和天皇への「上奏文」では意識的に削除されている。「上奏文」案も、「206」211」「司法省発表」の異同、決定的に重要な情報漏洩内容、四問題「206」最重要は、「206」昭和天皇への「上奏文」で、それと実際の

[207~213] [3·4·3 事件公表関係] は、新聞紙上での「太田耐造 207~213] [3·4·3 事件公表関係」は、新聞紙上での「太田耐造 [207~213] [3·4·3 事件公表関係」は、新聞紙上での「太田耐造 [207~213] [3·4·3 事件公表関係] は、新聞紙上での「太田耐造

本る。詳しくは、章を改めて検討する。

本名。詳しくは、章を改めて検討する。

本名。詳しくは、章を改めて検討する。

李表をなぜか「六月一六日」と誤記、『現代史資料』第一巻五三九頁の発表をなぜか「六月一六日」と誤記、『現代史資料』第一巻五三九頁の「司法省発表」全文紹介時も同様の誤記。したがって「司法省発表」については、当時の主要新聞の一九四二年五月一七日朝刊記事が底本となる。詳しくは、章を改めて検討する。

○ ○ の新聞発表統制 ○ ○ ○ 一九四二年五月――「昭和天皇への上奏文」と司法省

(1) 神がかりの「日本法理」を背景とした太田耐造の治安弾圧

スを考える上で興味深い、貴重な史料群である。た一九三〇年代と日中戦争・太平洋戦争期の司法官僚のインテリジェン「太田耐造関係文書」の全体が、リヒアルト・ゾルゲが日本に滞在し

規出版、一九七〇年、横浜弁護士会国家秘密等情報対策委員会編・発行 件の法的問題については、我妻栄等編『日本政治裁判史録 昭和・後』第一法 と、当代一流の法学者を総動員した試みであるが、すでにいくつかの優 ルゲ事件判決を読む』一九九七年)。 小野博士の「日本法理」の研究』成文堂、二〇一一年、など参照。 れた専門研究もあるので、本史料集成では収録対象としない(吾妻光俊 東亜法秩序」として西洋的普遍主義・立憲主義・人権等に対抗させよう - 日本法理の探求 戦時法理論の回顧」『一橋論叢』第一六巻三/四、一九四六年 ○月、白羽祐三 『「日本法理研究会」の分析 法と道徳の一体化』中央大学出 編成の系譜』岩波講座第一巻、 九九八年、呉豪人「植民地の法学者たち」『「帝国」日本の学知「帝 岩波書店、 二〇〇六年、中山研 ゾルゲ事 『 佐 伯 \J'

「太田耐造関係文書」で初めて公開されたことである。
 「太田耐造関係文書」で初めて公開されたことである。
 「太田耐造関係文書」で初めて公開される史料群からは、「日本法理」
 「大田耐造関係文書」で初めて公開されるたことである。

奏」の必要となった。
の西園寺を介した七月二日御前会議の情報機密漏洩が、昭和天皇への「上年四月 [200]「勅許執筆方の件」に述べられている(史料②)。尾崎へこの上奏が必要となった理由は、岩村司法大臣・東条総理大臣宛四二

遂に其の決定事項の内容を諜知して被疑者ゾルゲに報告し同人をして之は同月二日の御前会議に於て決定せられたる国家機密事項の探知に努め広汎なる諜報活動」を展開し、一九四一年「七月上旬頃被疑者尾崎秀実広こには、ゾルゲが一九三三年以降「各方面の人士等に巧に接近して

将

塩別紙添附数候

京刑事地方裁判所被邸正三り檢聯總長衛上申書ノ各総務街

万ノ件ニ例シ被事概長ヨリ

豬職宛具申衛並

迫

Ŋ

而關家微密內示

他事案ノ真相ラ糾察スルニ付必要已ムラ得ザルモノト思料セラル 容サ丁知シ熊クコトハ取職ノ衛二觜ル狼婦二於テ犯罪ノ成否其ノ 爼 チ 定セラレタル関家機会 Ιψ 徆 二付左配決定率項ノ内示方取計ラハレ胺中旨ノ與申有之右ハ固 報欄雅シタル嫌疑アル偽機事聽髮松拔騰政ヨリ右決定尋項ノ内 課知シテ被擬者ゾルゲニ報告シ同人ラシテ之ラ赤軍觀報機関ニ 問年七月上旬頃被裝者尾騎秀實八問月二日ノ桐前會議二於テ決 **鍛** 動ラ 關スル重要ナル各種情報ノ探知收集二金力ラ傾 腴 內閣總理大臣 昭和十七年四月 關シ昭和十六年六月獨ソ關戰以降二 許執奏方ノ件 司法大臣 Н 機 殿 努ノ巡ニ其ノ次 於テハ特二我 村 12 ノ内容 省

史料②

傑 ト思料被候係之力被奏方御取計相成度及進選傑也

昭和十六年七月二日御

前會聯二

於テ決定セラレタル基本政策

日本標準規格已不給

り魔大ナル湖家機器ナルノモナラス等項ノ性観上勘許ラ仰や町

求めたかたちをとっている。四月のみで日付が入っておらず、西園寺公 政策の内容」を上奏・報告したいと、司法大臣が内閣総理大臣に許可を のみならず事項の性質上勅許を仰」がなければならない重大な情報漏洩 を赤軍諜報機関に通報」したため、「右は固より重大なる国家機密なる た上での司法省としての決断であることがわかる。 ・犬養健の名前は特定されていないが、西園寺・犬養の訊問供述を得 昭和十六年七月二日御前会議に於て決定せられたる基本

(2) 一九四二年五月一三日— (全文) -昭和天皇へのゾルゲ事件上奏文

だし単なるタイプミスと思われるものは省略した。読みやすさを考慮し、適 と五月一一日 [206-2] の二通の案が入っているが、ここでは五月 宜改行を加えた。史料③)。 み下し、全文を見てみよう(編者注、手書き訂正部分は ^{←−} プで示した、た 一三日の上奏直近の五月一一日上奏案を、以下に現代表記をまじえて読 「太田耐造関係文書」の「上奏文」は、一九四二年五月九日 [206-1]

厳秘 (昭和一七、五、一一刑思印

所謂国際諜報団事件に関する上奏文案

略に付上奏申上ぐる次第なり 貌を明白ならしむることを得、 鋭意取調中なりし国際諜報団事件は漸く捜査一段落を告げ、殆ど其の全 ,し予審請求の手続を了する運びと相成りたるを以て、此の際事案の概 昭和十六年十月以降東京刑事地方裁判所検事局に於て警視庁を指揮し 極めて最近の機会に其の中心主要人物に

所謂国際諜報団は内外人の共産主義者より成る秘密諜報団体にして、

城與徳なる者に付外諜の嫌疑を生じ同人を検挙し取調べたる結果発覚す 者の供述に依り米国より数年前帰朝し当時東京に在住し居りたる画家宮 維持法違反の嫌疑の下に豫て取調中なりし元米国共産党員北林トモなる 提報し居りたる極めて不逞なる団体なるが、本件は同検事局に於て治安 長年月に亘り帝国の重要機密事項を多数入手し之をソ連邦の国家機関に

本諜報団の中心人物は

るに至りたるものなり

国

出生地 旧露国コーカサス州バクー

住 所 東京市麻布区永坂町三十番地

フランクフルター・ツアイツング社日本特派員

リヒアルト・ゾルゲ

四十七年

国 籍 クロアチア国

出生地 旧オーストリヤ・ハンガリー国オスイエツク市

住 所 東京市牛込区左内町二十二番地

アバス通信社日本特派員通信補助員

三十八年

ブランコ・ド・ヴーケリツチ

沖縄県国頭郡名護町寺名護百七十五番地

画 東京市麻布区龍土町二十八番地 岡本安正方

住 本

所 籍

十年

籍 東京市小石川区西原町二丁目四十番地

同市目黑区上目黑五丁目二千四百三十五番地

住 本

所

元南満洲鉄道株式会社嘱託

尾崎秀實

四十二年

独逸

国

籍

出生地 独逸国プロシヤ州シユレスウイツヒ

ホルシユタイン県フズム郡ノルトシユトランド島

動の衝に当たるに至れり、

所 東京市麻布区広尾町二番地

青写真複写製造業

住

マツクス・クラウゼン

四十四年

其の機構の整備を見たるものなり。等五名なるが、本諜報団はソ連共産党中央委員会とのにして、爾後宮城、尾崎、クラウゼン等漸次之に加入しは成したるものにして、爾後宮城、尾崎、クラウゼン等漸次之に加入しまのと、 解後宮城、尾崎、クラウゼン等漸次之に加入しまの機構の整備を見たるものなり。

大学ルン本部等のモスコー中央部に報告し居りたるものにして、 で赤軍第四本部に送付し同本部の手を経ソ連共産党中央委員会並にコミに付てはソ連共産党中央委員会の指導統制を受け、軍事に関するものにに付てはリ連共産党中央委員会の指導統制を受け、軍事に関するものにに付てはリ連共産党中央委員会の指導統制を受け、軍事に関するものにに付てはソ連共産党中央委員会の指導統制を受け、軍事に関するものにを対して、 で赤軍第四本部に送付し同本部の手を経ソ連共産党中央委員会並にコミルを対して、 で赤軍第四本部に送付し同本部の手を経ソ連共産党中央委員会並にコミルを対して、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 では、 に対し、 に対し

戦傷を負ひ功に依り二等鉄十字章を授与せられ其の後ハンブルヒ大学を

ゾルゲは伯林所在の高等学校在学中第一次欧州大戦に志願出征し三度

党中央委員会機密部に所属するに至り新方針の下に諜報団体の組織及活事し昭和四年コミンテルン本部及ソ連共産党首脳部と協議してソ連共産工房に大正八年独逸共産党の結成を見るや間もなく之に加盟し大正十四年至り大正八年独逸共産党の結成を見るや間もなく之に加盟し大正十四年至業し国家学博士の学位を受け居れるが、其の間共産主義を信奉するに

次茲、昭和五年一月モスコウ中央部の命を受け上海に赴き尾崎秀實、 が、一時モスコウに帰還後更に昭和八年九月モスコウ中央部より帝国内 が、一時モスコウに帰還後更に昭和八年九月モスコウ中央部より帝国内 が、一時モスコウに帰還後更に昭和八年九月モスコウ中央部より帝国内 に諜報組織を確立すべき指令を受けて米国を経て来朝したるものにして、 に課報組織を確立すべき指令を受けて米国を経て来朝したるものにして、 に課報組織を確立すべき指令を受けて米国を経て来朝したるものにして、 を獲ると共にナチス党員と為り[手書き追加:その後フランクフルター・ ツアイツング社特派員となり] たるもの

して来朝し、その後アバス通信社通信補助員と為りたるもの、

宮城奥徳は沖縄県立師範学校本科一年を中途退学後絵画研究の為米国宮城奥徳は沖縄県立師範学校本科一年を中途退学後絵画研究の為米国宮城奥徳は沖縄県立師範学校本科一年を中途退学後絵画研究の為米国宮城奥徳は沖縄県立師範学校本科一年を中途退学後絵画研究の為米国宮城奥徳は沖縄県立師範学校本科一年を中途退学後絵画研究の為米国宮城奥徳は沖縄県立師範学校本科一年を中途退学後絵画研究の為米国

時支那問題の研究調査を重ねたる為世上其の権威者として遇せられ其の 動を指導援助中昭和五年米国人共産主義者アグネス・スメドレーを介し 数の内外共産主義者と親交を重ね漸次其の間に重きを為し同地の左翼活 るも昭和十四年六月以降は満鉄高級嘱託と為り現在に至りたるもの 近衛内閣の成立を見るや内閣嘱託を命ぜられ昭和十四年一月之を辞した 社会的地位漸次向上するに従ひ政治部門に進出し昭和十三年七月第一次 月宮城與徳を介し再び連絡を生ずるに至りたるものにして、上海在勤当 者をゾルゲに推薦して帰朝し同人との連絡一時中断したるも昭和九年六 なる諜報活動を遂行し昭和七年大阪本社詰を命ぜられし為已むなく後任 して支那各地及満洲等に亘り帝国の対支政策其の他重要事項に関し活発 ゾルゲと相識り同人の主宰する在支諜報団に加入し其の有力なる一員と して上海に派遣せらる、や同地に於て左翼作家、 学法学部を卒業し、 尾崎秀實は台北中学、第一高等学校を経て大正十四年三月東京帝国大 在学当時より共産主義を信奉し昭和三年十一月同新聞社特派員と 約一年間大学院に学びたる後朝日新聞社に入社した 中国共産党員其の他多

術を習得し除隊後職工、採炭夫、感化院看守、船員等を転々中共産主義ら夜間職業補習学校に通学中第一次欧州大戦に応召出征し其の間無電技クラウゼンは出生地の国民学校卒業後鍛冶工として労働に従事する傍

教育養成、 上部の慫慂に依りソ連共産党中央部の統率下に在る国際諜報活動に従事 者二十数名を使用し青写真複写機製造業を営み居りたるものなり。 爾来東京に於て表面雑貨輸入商クラウゼン商会を経営し其の後邦人従業 軍第四本部長オリツキより日本に赴きゾルゲを指導者とする諜報団体の 中央部の指令に依り一旦モスコウに帰還して無電の研究、 本部所属無電局との無電連絡等技術面を担当し、 年四月同本部長ベルジンの命を受けて上海に潜行して在支諜報団に所属 すべく決意し昭和四年二月モスコウに赴き赤軍第四本部の一員と為り 為活動すべき旨の指令を受け、欧州及米国を経て同年十一月下旬来朝し し爾来上海、 を信奉するに至り昭和二年夏独逸共産党に加入したるが、約一年後同党 無電設備の設置及無電捜査等に従事したるも昭和十年九月赤 哈爾賓、 広東、奉天等に於て専ら無電機の組立、 昭和八年八月モスコウ 無電技術者の 赤軍第四

同宮城の幹施に依り奈良公園に於て尾崎と再会し其の獲得に成功しの結成に着手し豫でモスコウ中央部より指示せられ居りたる方法に依り常時既に来朝画策し居りたる無電技師ベルンハルト(昭和十年本邦より間もなく同年十二月豫で在米コミンテルン本部連絡員より指示せられたる連絡方法に従ひジヤパン・アドヴアタイザー紙に「浮世絵買入度し」なる広告文を掲載することに依り其の頃既に同様の指示を受け帰朝し居りたる宮城との連絡を遂げ次で在支諜報団当時優秀なる協力者として其の方施を高く評価し居りたる尾崎との連絡回復を企図し漸く昭和九年六の手腕を高く評価し居りたる尾崎との連絡回復を企図し漸く昭和九年六の手腕を高く評価し居りたる尾崎との連絡回復を企図し漸く昭和九年六の手腕を高く評価し居りたる尾崎との連絡回復を企図し漸く昭和九年六の手腕を高く評価し居りたる尾崎との連絡回復を企図し漸く昭和九年六の手腕を高く評価し居りたる尾崎と再会し其の獲得に成功し

に於てモスコウ中央部に対し上海当時より優秀なる無電技師として嘱目和十年七月モスコウに於てコミンテルン第七回世界大会開催に際し同地更に豫て無電技師ベルンハルトの技術に慊らざりしものありたる為昭

模を拡大し鋭意諜報活動を遂行し来りたるがに本格的活動を展開するに至り爾後内外人十数名を漸次獲得して其の規コウに帰還せしめ茲に中心首脳部の陣容一段と強化せられたる結果次第受けて来朝するや之を諜報団に参加せしむると共にベルンハルトをモス受けて来朝するや之を諜報団に参加せしむると共にベルンハルトをモス

に展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

「展開すべき意図を以て策動し、

住居を提供し且各種資料及報告文書の撮影複写を担当し、探知しゾルゲに提報すると共に無電の操作又は団体員の連絡場所に其の信機関及外人新聞記者方面等より主として帝国の外交に関する諸情報をヴーケリツチは通信記者たる地位を利用し駐日仏蘭西大使館、内外通

宮城は主として諜報補助者を使用して各般の情報及資料を探知収集し宮城は主として諜報補助者を使用して各般の情報及資料を探知収集してゾルゲに提供する等と的地位及広き交際範囲を利用し主として政界上層部、満鉄方面及新聞会的地位及広き交際範囲を利用し主として政界上層部、満鉄方面及新聞会的地位及広き交際範囲を利用し主として政界上層部、満鉄方面及新聞の相談に応じ生起する内外の重要諸問題に付専らソ連邦擁護の観点よりの相談に応じ生起する内外の重要諸問題に付専らソ連邦擁護の観点よりの相談に応じ生起する内外の重要諸問題に付専らソ連邦擁護の観点よりの任務に応じ生起する内外の重要諸問題に付専らソ連邦擁護の観点よりで表別の情報及資料を探知収集して各般の情報及資料を探知収集して各般の情報及資料を探知収集してというにより、

料せらるる諸点は

クラウゼンは其の卓越せる無電技術に依り四千粁に及ぶ発信能力ある

事務を担当したる傍ら会計事務に従事し居りたるものにして、無電気機を組立て之を使用し主としてモスコウ中央部との間の無電連絡

課題と為し之に関連して常に帝国の対ソ政策、特に対ソ戦計画の有無並に「不一可能性を中心

、ソ連邦に重大なる影響を及ぼすべき帝国陸軍及空軍の増強並に

編制替に関する事項

二、帝国の対支政策

三、帝国の対米英外交政策

四、帝国と独逸国との諸関係

等に重点を置き居りたるが之に基き諜知を遂げたる事項中主要なるも

のは

一、昭和十六年七月二日開催せられたる御前会議の決定事項

米国交調整に関する事項二、政府大本営連絡懇談会の議に付する為内閣に於て準備したる日

三、独ソ開戦に関するヒツトラー総統の意図及開戦予定日

四、昭和十六年六月二十三日開催の軍事参議官会議及同年八月下旬

開催の軍首脳部会議の内容

五、満洲国に於ける帝国陸軍の編成、装備及配備状況

六、日独防共協定及三国軍事同盟の経緯

七、大日本帝国中華民国間基本関係に関する条約案及其の附属事項

並に所謂日華国交調整に関する「内約」

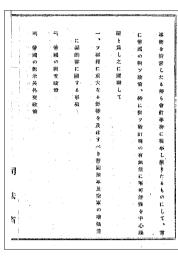
等なり。

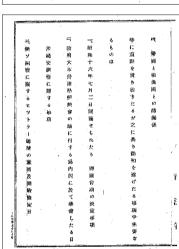
せらるる諸点は

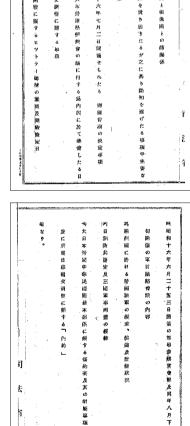
以上は国際諜報団事件の概要なるが、

本件に於て特に注目を要すと思

一、本諜報団が各国共産党員及共産主義者の国際的集合







史料③

四十七年

ij

体なりしこと

= 本諜報団の中心人物が孰れも確固たる社会的地位を

有し合法擬装極めて巧妙なりしこと

Ξ 政府及駐日独逸大使館の中枢部に極めて緊密なる接

触を有し居りたること

四 日本共産党との連絡を厳禁し居りたること

時々生起する重要問題に対する判断の正鵠を期する

Ħ.

為常に帝国の諸情勢を詳細に調査検討し居りたる

こと

も亦同人に漏洩し

六 無電技術極めて優秀なりしこと

尚、 東京刑事地方裁判所検事局に於ては国際諜報団事件の捜査進捗に

伴ひ秘密事項を漏洩したる廉を以て

元内閣嘱託兼外務省嘱託 西園寺公一

三十七年

衆議院議員

犬養健

国交調整に関する国家機密を同人に漏泄したる外軍事上の秘密事項等を 同人をするに至りたること等の為同人に利用せられ外国に漏泄せらるる の情を知らずして昭和十六年九月内閣嘱託として業務上知得したる日米 ぬる中同人の支那問題に関する造詣に幻感せられたると其の言動等より 会の会議に偶々同行したる等の事情よりして尾崎秀實と相識り親交を重 を夫々検挙し其の取調を進め居りたるが、 西園寺公一は昭和十一年夏米国に於て開催せられたる太平洋問題調査

及秘密交換公文案を同人に開示漏泄したる嫌疑孰れも明確となりたるを 国中華民国間基本関係に関する条約案、 るの情を知らずして昭和十五年秋軍事上の秘密事項を包含する大日本帝 を徴し居りたること等の為同人の乗ずるところとなり外国に漏泄せらる 犬養健亦尾崎秀實を支那問題の権威者として高く評価し常に其の意見 附属議定書案、附属秘密協定案

極めて最近の機会に西園寺公一に対しては国防保安法違反及軍機保護

裁判所に予審請求を為す予定なり。法違反、犬養健に対しては軍機保護法違反の各罪名の下に東京刑事地方

なり。 一様挙し其の組織を覆滅し得たるは偏に天祐の感謝感激に堪えざるところ 第なり。御稜威の然らしむるところ幸にして大東亜戦争勃発の直前之を したるは仮令其の擬装極めて巧妙なりしとは謂へ洵に恐懼に堪えざる次 したるは仮令其の擬装極めて巧妙なりしとは謂へ洵に恐懼に堪えざる次 したるは仮令其の擬装極めて巧妙なりしとは謂へ洵に恐懼に堪えざる次 したるは仮令其の擬装極めて巧妙なりしとは謂へ洵に恐懼に堪えざる次 したるは仮令其の擬装極めて巧妙なりしとは謂へ洵に恐懼に堪えざるところ 検挙し其の組織を覆滅し得たるは偏に天祐の感謝感激に堪えざるところ 検挙し其の組織を覆滅し得たるは偏に天祐の感謝感激に堪えざるところ

し其の未然防止に万全を期する所存なり。 本大臣に於ては今次事犯の経験に鑑み此の種事犯に対する検察を強化

上奏文起草、新聞発表文作成へ(3)司法省刑事局「ゾルゲ事件概要」から「国際諜報団事件」

犬養とも、 園寺供述との関係で四月四日に軍機法護法検事尋問を受ける。西園寺 たのではないかという尋問は第一 調総括である。ただし、三月段階の「概要」には、 法省刑事局「ゾルゲ事件概要」である。それは、三月段階での捜査・取 られた。 [検事尋問は四二年三月一六日、 容疑が入っていなかった。西園寺の国防保安法・軍機保護法違反第一 「上奏文」は、 その下敷きになったのは、「太田耐造関係文書」[203] 警察訊問を受けた記録はない。そこから、上奏文作成の準備 一九四二年四月から準備され、 回 七月二日御前会議の内容を尾崎に流し 三月三〇日である。 西園寺公一と犬養健 五月上旬に仕上げ 犬養健は、 の司 西

月一〇日「国際共産党対日諜報機関検挙申報」の原型にもなる。事件の直接には内務省内で、[205] の留岡警視総監・司法大臣宛四二年六

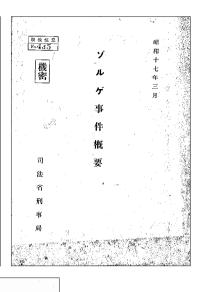
わる。総称自体が、三月の「ゾルゲ事件」から五月に「国際諜報団事件」に

事案の重要性に鑑みるとき、特に検挙の時期が大東亜戦争勃発の直前な がかった「日本法理」の成果であった。 などで「伊藤律端緒説」として一人歩きするが、太田耐造にとっては神 の助けによる偶然」 りしことは全く神国日本の神助とも謂ふべし」と率直に述べる。この「神 検挙の端緒は査察内偵に基づくにあらずして寧ろ偶然とも称し得るが 米国共産党外諜捜査の交点でゾルゲ諜報団の存在が判明したが、 警察による伊藤律等の日本共産党再建運動捜査と、特高外事警察による 尾崎等の「コミンテルン系国際諜報団の外貌」判明とされている。 月二八日検挙から宮城与徳の一〇月一〇日検挙、一一日の自供でゾルゲ・ 久代の自供から米国共産党員北林トモの和歌山在住が判明し、 「犯罪発覚の端緒」 が、 は、 やがて、とりわけ戦後のGHQウィロビー 日本共産党再建運動の被疑者伊藤律・青柳喜 北林の九 特高

挙・拘束の前に、一一日岡井安正、一二日芳賀雄、一三日九津見房 [子]· 検挙を容易にした。宮城の一○月一○日検挙の後、 捜査から無線機・文書など多くの証拠が得られたことが、 及び内務省警保局「ゾルゲを中心とせる国際諜報団事件」 鈴木は釈放とされている。この検挙の時系列は、後の司法大臣宛 秋山幸治・鈴木亀之助の検挙が書かれ、 して更に確証を得たる上外人に及ぶこととし」同月一五日尾崎を検挙し 極めて厚く、大使館方面に隠然たる勢力を有する人物なること」が判明 して「同国との友好関係を考慮し特に慎重を期し、先ず尾崎秀実を検挙 「即日宮城と略同様の自白」を得て、「同月十八日右外人三名を同時に検 続く「検挙の概要」では、「ゾルゲは駐日独逸大使オツトウとの信頼 したという。その際、 クラウゼン、ゾルゲ、ヴーケリッチ宅の家宅 久津見・秋山は拘束、 尾崎秀実の一五日検 (従って戦後の 以後の取調 岡井·芳賀

正への「を禁一の青を行う、その後の念舌で青されてらさ、アンドのている。伊藤律・青柳喜久代は、いずれにも入っていない。十七名」と「非諜報機関員十八名」に分けられたため、わかりにくくなっ警察庁『外事警察資料』、みすず書房『現代史資料』も)では「諜報機関員

物論』研究会」参加、上海での「郭沫若設立の『創造社』に出入」、中学院時代「マルキストたる助教授大森義太郎指導のブハーリン『史的唯ドイツ語著作の列挙、上海での任務の「後任者パウル」、尾崎の東大大五人の「経歴」の書き方も、その後の総括文書と比べると、ゾルゲの



大文書は其の西容潔りに坊間に沈布せらるるに於ては政治大学上又は治安上軍大なる誤影響あるべきものなるを以て、上外癸上又は治安上軍大なる誤影響あるべきものなるを以て、

は、し、が、会 を指揮しフェアル・フルグを中心とする個界性制度を取取し取消のなりに関係する あの会別明白となら配目最初に起の部分に対すしとほど症に関係市場内なりし成績で あの会別明白となら配目最初に起の部分に対すしとほど症に関係市場と取取ら取消のなりに関係 を高速とし候性の解析数に当体の性質を取得めた。

四 湖東洋東

日 各数経者の指弦せる任務能に活動の数要



以下の三つのルートでの文書の大元であったと考えられる(史料④)。この一九四二年三月 [203] 司法省刑事局「ゾルゲ事件概要」の内容が、国でも「後任連絡者として山上正義」推薦など、具体的である。

第一に、短いが事実は曲げられない昭和天皇宛五月一三日「上奏文」

第二に、一般国民向けの検閲報道文五月一六日「司法省発表」[207[206]へ。

以下」。

[205]「国際共産党対日諜報機関検挙申報」へ。合体され、権力内部での詳細な外諜対策総括・教訓文書六月一○日第三に、五月の [204]「ゾルゲ事件関係主要被告人公訴事実集」と

(4)「上奏文」の五月九日草案から五月一一日最終案へ

条英機宛「勅許執奏方の件」で総理大臣の許可を得ている。「昭和一七「上奏文」の起草は、[200] 司法大臣岩村通世から内閣総理大臣東

て経理大臣の許可を得ている。一昭和一七年四月」のみでまだ上奏時機ははっきりしない時点だが、五人が「ソ連邦赤軍誅殺機関の指令を受け」、尾崎が西園寺から得た四一年七月二日御前会議に於て決定せられたる基本政策の内容」情報をゾルゲに報告し「赤軍誅報機関」に伝えたことが、上奏が必要な最大の理由とされている。

奏文案」がそのまま五月一三日に昭和天き直している。おそらく五月一一日「上稿を作ったものの、二日後の一一日に書稿を作ったし、上奏文は、五月九日に一度草

ので、確定はできない。皇に伝えられたと思われるが、『昭和天皇実録』にも内容の記述はない

グリツへ・ルンドシャウ」へと訂正された。
日の「フランクフルター・ツアイツング」特派員から、一一日に「テー第二に、諜報団の使用した五月九日案「内外人二○数名」が一一日に「無電技士ベルンハルト」の名前が、五月一一日最終案には追加された。第一に、五月九日には入っていなかった「元米国共産党員北林トモ」、第一に、五月九日には入っていなかった「元米国共産党員北林トモ」、

下のようになっていた。特に対ソ戦計画の有無並に可能性」に関する「諜報」の主な内容が、以特に対ソ戦計画の有無並に可能性」に関する「諜報」の主な内容が、以第三に、一番大きな違いは、五月九日原案では「日本の対ソ連政策。

- 議に於て決定せられた重要国策―特に対ソ関係、尾崎が西園寺公一より聴取致しました昭和十六年七月二日の御前会
- 対米申入書)
 一、尾崎が西園寺公一より開示を受けた日米交渉に関する日本案(所謂
- 開戦予定日三、ゾルゲが独逸大使館より入手せる独ソ開戦に関する独逸側の意図及三、
- 配備状況、及昭和十六年七月以降同年九月に至る動員状況五、宮城、尾崎に於て入手せる満洲国に於きまする帝国陸軍の編成、装備、公議及同年八月下旬の軍首脳部会議の内容―特に帝国の対ソ方針四、尾崎が新聞関係等より入手せる昭和十六年六月二十三日の軍参事官四、
- 七、尾崎が西園寺公一或は犬養健より入手せる日本国中華民国間基本関六、ゾルゲが独逸大使館より入手せる日独防共協定及三国同盟の経緯

十四年十二月三十日付「内約」係に関する情約案及其の附属事項及所謂日華国交調整に関する昭和

等であります。

情報漏洩が、二人とも「情を知らずして」尾崎秀実に流したものとされた。園寺公一と犬養健について別立てで詳しく記された。ただし、この重大名が伏せられ、以下のようになる。その代わりに、皇室・政権に近い西ところが、五月一一日案では、個々の案件の情報提供者・経路の個人

- 昭和十六年七月二日開催せられたる 御前会議の決定事項
- 交調整に関する事項二、政府大本営連絡懇談会の議に付する為内閣に於て準備したる日米国
- 三、独ソ開戦に関するヒツトラー総統の意図及開戦予定日
- の軍首脳部会議の内容四、昭和十六年六月二十三日開催の軍事参議官会議及同年八月下旬開催
- 五、満洲国に於ける帝国陸軍の編成、装備及配備状況
- 六、日独防共協定及三国軍事同盟の経緯
- 七、大日本帝国中華民国間基本関係に関する条約案及其の附属事項

並に所謂日華国交調整に関する「内約」等なり。

でも、五人の主犯以外で二人だけ、実名報道されることになった。昭和天皇への苦しい弁明であったが、その結果、一六日の「司法省発表」はなく「情を知らずして」尾崎に流した「非諜報機関員」としたための最重要情報を漏らした西園寺・犬養を、検挙者だが「諜報機関員」で

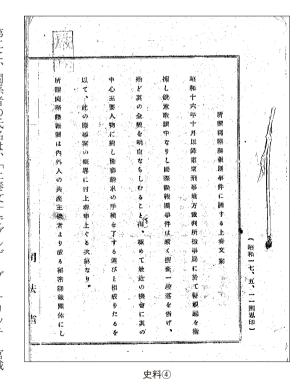
(5)昭和天皇への「上奏文」と国民向け新聞報道「司法省発表

まだ日本軍は攻勢にあり進軍を続けていた。 との差異を検討することで、明らかになる。ミッドウェイ海戦直前で、との差異を検討することで、明らかになる。主権者であり大元帥であるとの差異を検討することで、明らかになる。主権者であり大元帥である。の上奏文の意味は、五月一三日上奏の三日後の五月一六日午後五時まだ日本軍は攻勢にあり進軍を続けていた。

年一一月)「憲政資料室の新規公開資料から」での 月一六日と誤記している)、②『国立国会図書館月報』第六七九号(二〇一七 ける公表・報道経緯の分析(ただし、 発表文全文の紹介 ける編者小尾俊人「歴史のなかの る」「ゾルゲ事件文書 つか不正確な点も含まれている。 省幹部手控え発見」「四段組以下、写真なし」「スパイ浸透(矮小化へ走 「昭和天皇への上奏文」との比較を行っていない(史料④)。また、いく ・二面のセンセーショナルな報道「ゾルゲ事件報道統制文書 この問題については、①一九六二年の『現代史資料』 などの紹介、③それを受けた二○一八年八月一八日 (五三九~五四三頁)及び第三巻別冊「月報3」にお 各省が修正要求」、があるが、いずれも [206] 『ゾルゲ事件』」中での司法省・新聞 いずれも司法省発表を一八四 「新聞記事掲載要領 第一巻巻末にお [毎日新聞 旧司法 二年六

化され、きわめて抽象的・一般的な「国際諜報団事件」報道となっている。時間で事実を要領よく天皇に伝えるための「上奏文」よりもさらに簡略第一に、「発表文」は末尾の「司法内務両当局談」を合わせても、短い和天皇向け五月一一日「上奏文」と、朝日新聞縮刷版一七日朝刊か

報員と「上奏文」では明記されていたが、「発表文」では、「コミンテル



ドレー」らの名は 係のあった十数名の邦人」は隠された。捜査の発端として「上奏文」に が隠蔽され、肩書きなしになった(犬養健は、両者とも「衆議院議員」)。 のみに、西園寺公一についても「上奏文」の ていた尾崎秀実の「第一次近衛内閣嘱託」は は入っていた「元米国共産党員北林トモ」、「在支諜報団アグネス・スメ 犬養健を加えた七人であったが、「発表文」でもこの範囲に限定され、「関 尾崎・クラウゼンの「中心分子」五人に、皇室・政府に近い西園寺公一・ 第二に、 「ソ連共産党中央委員会」から派遣されたソ連 「国際諜報団 関係者の氏名は、 「発表文」で消されている。「上奏文」には明記され 一の内実が、ゾルゲは 「上奏文」でゾルゲ・ブーケリッチ・宮城 「元内閣嘱託兼外務省嘱託 「発表文」では「元満鉄嘱託 「独逸共産党」出身なが 「赤軍第四本部」



史料⑤

『朝日新聞』1942年5月17日朝刊

を外交上の「親善国」であった。 を外交上の「親善国」であった。 を外交上の「親善国」であった。 を外交上の「親善国」であった。

崎の極めて巧妙な偽装に幻惑」され「不用意」に「利用せられ」たるも 体的国家機密を尾崎に流したとされた西園寺・犬養は、「発表文」では「尾 を促した。ただし、 分からないまま「未然防止」を説かれた。特に「西園寺公一、犬養健の は伝えられない。「発表文」には「我国情に関する秘密事項」が流され 知を遂げたる事項」が列挙されているが、「発表文」では、一切国民に 年七月二日開催せられたる御前会議の決定事項」以下七項目の主要な「諜 増強並に編制替に関する事項」以下四つの「重点事項」と、「昭和十六 のとされた 如き知名人士」も関わったため、「上層部その他の有識層」の「自粛自戒 たとのみ言明された。したがって国民は、 第四に、 最も重要な情報漏洩の内容は、「上奏文」で「対ソ政策及び 0) 「ソ連邦に重大なる影響を及ぼすべき帝国陸軍及空軍の 昭和天皇への「上奏文」では いかなる情報が漏洩したかが 「情を知らずして」具

新聞切り抜きも入っていない。読者・研究者は、日付を間違えた『現代以上の最終新聞「発表文」は、「太田耐造関係文書」には文案のみである。

照すべきである。新聞発表文の全文は、各紙同じである。ことができる大手新聞縮刷版一九四二年五月一七日朝刊の掲載記事を参史資料』第一巻の小尾俊人「解説」掲載文よりも、今日では容易に読む

(6) 「事件公表関係」 史料にみる検閲と省庁間調整

間に、 案の吟味が進められた。 の他省庁との調整があり、 るものであり、 法省発表及司法当局談」の範囲内と設定して記者会見のあり方を規定す 年五月一六日)の全文が発表されている。前者は「発表文」の形式を「司 日新聞』二〇一八年八月一八日付に「新聞記事掲載要項」[213] (四] 4・3 事件公表関係」[206~213] である。もっとも小尾俊人による 際諜報団事件に関する発表要項」[208] で一九四二年五月一一日作成)、 (案)」の全文が(ただし作成日付が五月一七日とされているが、実際は「国 九六二年の『現代史資料』第三巻別冊「月報3」に刑事局「発表要項 「太田耐造関係文書」の目玉としてこれまで報じられてきたのが、「3 つまり「昭和天皇への上奏文」作成・上奏と併行して、 後者は、 新聞発表の形式を規格化するものである。その 「司法省発表」本文、「司法内務両当局談」文

一三日の岩村法相の上奏では「なお十六日、司法省はゾルゲ事件を国際長文ではないので全文を掲げる。この日、「上奏文」の最終案ができて、[208]の五月一一日付「国際諜報団事件に関する発表要項(案)」は、

- に於てこれを為すものとす。一、国際諜報団事件に関する発表は同種事件の先例に倣い専ら司法当局
- 差止は五月十六日午後四時を期し司法省発表及司法当局談に限り之二、昭和十六年十月十八日東京刑事地方裁判所検事正の為したる記事の
- 事を掲載せしむべきものとす。 三 各新聞社に対しては司法省発表及司法当局談の範囲内に限り新聞記

を解除せしむるものとす。

- 除なる事実に触れざる様注意するの要あるものとす。
 五 関係新聞記者及放送局員に対し特に差止ありたる事実及其の一部解
- 示達し編集上の注意を促すものとす。 六 情報局を通じ一乃至三及五の事項を適当の時期に各新聞社に対して

た稲葉秀三・正木千冬・和田博雄・勝間田清一・和田耕作ら一七名を「赤宮グループ」事件、四一年一~四月に「経済新体制確立要綱」を作成していない。しかし「外諜事件」としては、一九四〇年七月二七日にロイでいない。しかし「外諜事件」としては、一九四〇年七月二七日にロイでがない。しかし「外諜事件」としては、一九四〇年七月二七日にロイでがない。しかし「外諜事件」としては、一九四〇年七月二七日にロイでがない。しかし「外諜事件」としては、一九四〇年七月二七日にロイでがない。とされているが、具体例は示されているが、具体例は示され

本史料集成では「周辺史料」として収めておいた。の企画院事件については、「太田耐造関係文書」にもいくつか史料があり、化思想」として検挙した企画院「高等官グループ事件」があった。後者

になる。

「は、内務省との調整で最終「発表文」では「司法内務両当局談」は、内務省との調整で最終「発表文」では「司法内務両当局談」と当時の「憶測に基く流言飛語」払拭の口実で、新聞も放送も報道は「司法省発表及司法当局談」の範囲内に厳しく限定された。このうち「司法法省発表の記者会見は、一九四一年一○月ゾルゲ逮捕時になされたになる。

「太田耐造関係文書」[207]には、「国際諜報団事件に関する刑事局長談」草稿が五月七日[207-1]、五月九日[207-2]と二通入っている。ただし「昨年十月我国未曾有の国際諜報団を検挙」に始まる五月七日案は、原型をとどめないほどに訂正・加筆がなされ、「今回我国に於ては殆ど未曾有とも称すべき」に始まる五月九日案になった。この段階で既に、「上奏文」にはあった「ソ連」も「赤軍」も使わず、「各国共産党員及共産党関係者」「コミンテルンとも密接且具体的なる連絡」「軍事、外交、政治、経済其の他我国情に関する重要事項」と、「上奏文」に比して著しく問題が隠され抽象化されていた。その上で「大東亜戦争勃発の直前に於て此の種不逞団体を検挙し得たことは洵に慶賀に堪えない」と、あたかも内務省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい」と、あたかも内務省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい」と、あたかも内務省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい」と、あたかも内務省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい」と、あたかも内務省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい」と、あたかも内務省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい」と、あたかも対象省特高警察と司法省思想検事の「成果」を誇るかい。

事、外交、政治、経済其の他我国情に関する重要事項」といった表現ので少なくとも八種の異文が作られ、幾度も書き直された。その過程で、「軍消えていく「209」。五月一二日には「太田耐造関係文書」「209、210」が完成し、「刑事局長談」から「司法当局談」に格上げされた段階で、どころが、こうした「慶賀」は、五月一一日に昭和天皇向け「上奏文」

に関する秘密事項」漏洩を抽象的に扱う方向が確定した。に関する秘密事項」漏洩を抽象的に扱う方向が確定した。 に関する秘密事項」「国家的機密事項」「政治枢要部等に接近」といった事件の重大性を示す表現が大幅に削られ、むしろ事件を軽微に、「我国情件の重大性を示す表現が大幅に削られ、むしろ事件を軽微に、「我国情件の重大性を示す表現が大幅に削られ、むしろ事件を軽微に、「我国情件の重大性を示す表現が大幅に削られ、むしろ事件を軽微に、「我国情件の重大性を示す表現が大幅に削られ、むしろ事件を軽微に、「我国情件の重大性を示す表現が大幅に削られ、むしろ事件を軽微に、「我国情報」に関する秘密事項」漏洩を抽象的に扱う方向が確定した。

容は「司法内務両当局談」に即して隠蔽され、抽象化された。徳の「浮世絵買入」広告を介した連絡等の具体的叙述が消され、発表内作られ [211]、被告の「国籍・出生地」を消したり、ゾルゲと宮城與併行して「司法省発表」文も、五月一二日に少なくとも五種の異文が

来最も関係し責任を取るべき官庁である外務省からは、五月一四日に「非 という形容詞の削除、 公式意見」として、①写真掲載禁止、②「帝国の国策」 のみ無視に見えるが、最終「発表文」には「重要」「憂国」等の表現が残った)。 は無視された([212]への司法省の何者かの書き込みからは①の「検挙日時 表文」では、 の記述中の尾崎を「憂国有意の士」とする「憂国」削除、を意見したが、「発 ④ゾルゲ・尾崎の能動的政策変更企図削除、 ているが、一三日に大院院検事局が、 奏文」そのものは示さないで、大審院及び外務省にも意見が求められた。 たうえ、五月一三日の昭和天皇への上奏後に、おそらく昭和天皇への「上 この五月一二日案で「司法省発表」の司法・内務両省の調整が行われ [212] の他省庁との調整は、 「上奏文」にある諜報目的四重点、 ③の「帝国の国策」 ③「漸次獲得」「帝国の国策」云々の文章表現 及び④の削除は認められたが、 小尾俊人の 漏洩事項七点の内容からして、 ①検挙日時の明確化、 「月報3」に全文が引かれ ⑤西園寺・犬養について 部分削除、③ ② 「重要 慄 本

尾崎は「満鉄嘱託」のみ、西園寺は肩書きなしとなった。では、尾崎と西園寺の「内閣嘱託」も同時に削除され、「発表文」ではのほか、基本的に採用された。ただし西園寺の「外務省嘱託」削除、という責任回避の意見が出された。大審院と同じ②④然たるもの」削除、④能動的政策変更削除、⑤西園寺の肩書きから「外然にあたの」削除、④能動的政策変更削除、⑤西園寺の肩書きから「外

への改編(7)「上奏文」における「特に注目を要す」留意点の「新聞発表」

のようにあった。 五月一三日「上奏文」の総括末尾、西園寺・犬養の項の前には、

以下

以上は国際諜報団事件の概要なるが、本件に於て特に注目を要すと思

- 料せらるる諸点は
- 一 本課報団の中心人物が孰れも確固たる社会的地位を有し合法擬装極

めて巧妙なりしこと

本諜報団が各国共産党員及共産主義者の国際的集合体なりしこと

- 二 政府及駐日独逸大使館の中枢部に極めて緊密なる接触を有し居りた
- 四 日本共産党との連絡を厳禁し居りたること
- 情勢を詳細に調査検討し居りたること 時々生起する重要問題に対する判断の正鵠を期する為常に帝国の諸
- 六 無電技術極めて優秀なりしこと 等なり。

一般的な六項目の「注目点」に改編された。その際実は、五月一一日の本共産党」は抹消されたうえで、「司法内務両当局談」のなかに、よりこの六点も、新聞発表ではそのまま採用されず、「独逸大使館」や「日

で項目そのものが削除され、発表された「司法内務両当局談」では六項 に止らず我国の政策を左翼に有利に展開すべく企画策動」という諜報団 の一つ [209-4] である (史料⑥)。 目となった。下図は、その修正を示す、「太田文書」[209] 中の異文 司法省案には七項目の五として「ゾルゲ及尾崎等に於ては単に諜報活動 能動性・謀略性を示す案文があったが、おそらく内務省との調整過程

8 「新聞記事掲載要領」 して発表 国民向けには軽微な外諜事件と

文の和文タイプ二通が綴じ込まれているが、二通目に「今日午後五時発 の綿密な推敲と他省庁との調整を経た上での、発表様式についての厳格 表、明日朝刊掲載」と手書きの書き込みがあるので、 で全文を示そう。旧漢字・カタカナは新漢字・ひらがなに改める。 な統制、検閲の総仕上げであることがわかる(史料⑦)。 最後に、五月一六日に「新聞記事掲載要領」[213] が作られる。 『毎日新聞』二〇一八年八月一八日にも出ているが、短文なの 「司法省発表文_ 同

新聞記事掲載要綱

- 発表文(司法省発表及当局談)以外に亘らざること
- 記事の編集は刺激的に亘らざる様注意すること 本件に関する記事差止並に其の一部解除を為したる事実に触れざる
- (イ) トップ扱い其の他特殊扱を為さざること
- 四段組以下の取扱を為すこと
- 写真の掲載せざること

中特に注目すべき諸野を察動れば、なけに於て留意を要する影順は多のあるであらう 一本謀報團は共産黨貧及法産主義者たる内外人を以下構 豆り遂行して居をもする! 成せられ周到なる計畫の下に廣汎なる活動を長期間 か其の

東京小本東京都有事の處我國情に関する。東南項下場でき、本謀報團が入于提報した事項は相事を數に上り、概ねるの形人の治と終了が知識層に属するものであるとと 一尾崎秀賞宮城の像を始め本課報團に関係のあった十数

四本謀報團の中心人物の或は新聞記者として或は前會经 の長年月に直りでに合法を機関り取得を見なるはないて、 ときまりに直りでに合法を機関り取得を見なるはないして、管者として成は高家として相當安固の社會的地位を占 極めて巧妙であった為其の間些から世界の疑惑を招か なかったこと

17外の重要問題に對する判断の謬りなきことを期する 富なる豫精知識を持つに努めて居たこと 為常に我國に関する諸歌の情勢を詳細に調查研究し世 · 新年中的月刊 月月

●相子方が不用意に漏した.片言隻誇其の他區々でる情報 こっ 如く認められること に依りてすらり成り詳密に事態を把握して居たものつ

史料⑥

一、記事ノ殿縣へ刺戦の二百ラザル機能を 一、記事ノ殿縣へ刺戦の二百ラーを 一、大下の上はる。 一、大下の上は、大下のない。 一、大下の上は、大下のない。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のよう。 一、大下のない。 一、大下のない。 一、大下のない。 一、大下のない。 一、大下のよう。 一、大下のない。 一、大

この「新聞記事掲載要領」[213]には、二通の同文の和文タイプがこの「新聞記事掲載要領」[213]には、二通の同文の和文タイプがある。おそらく太田耐造と思われるが、手書きで読みにくい。編者なりに解読すると、①政治面に掲載、②社説その他一切の取り扱い禁止、別出しは適当に、④前文不可、⑤今日〔一六日〕午後五時発表として取扱い明日〔一七日〕朝刊掲載、⑥ラジオは七時のニュース、⑦発表はしないが、各方面の談話をとっておくこと、等と読める。いっそう具体的な口頭指示のようである。

司

法省發

止 及

當製局要

敝

以外二

ラザ

解除ヲ爲シタル事實

搗

の一部である。 の一部である。

史料⑦

事件」の顛末が報道されることはなかった。

事件」の顛末が報道されることはなかった。

事件」の顛末が報道されることはなかった。

事件」の顛末が報道されることはなかった。

事件」の顛末が報道されることはなかった。

事件」の顛末が報道されることはなかった。

その代わりに、戦時思想統制と防諜体制確立のために、司法省刑事局

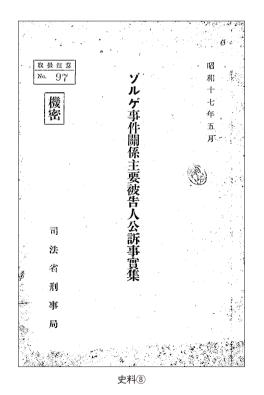
申報」[205] が編纂され極秘裏に配付・流通した(史料⑨⑩)。 を外諜対策総括・教訓文書、六月一○日「国際共産党対日諜報機関検挙主要被告人公訴事実集」[204](史料⑧)をもとに、権力内部での詳細 上 一 九四二年三月「ゾルゲ事件概要」[203] と五月の「ゾルゲ事件関係

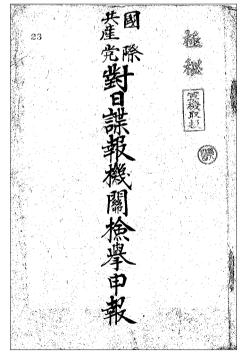
この「申報」が、基幹部分はほとんどそのままで逐次補充され、『特言の「申報」が、基幹部分はほとんどそのままで逐次補充され、『特定の「中報」が、基幹部分はほとんどそのままで逐次補充され、『特工な基礎資料であった。

多くの問題点が残された。子を定め、しかも厳密に正確に報告しなければならなかったがゆえの、ただし、一九四二年五月の「昭和天皇への上奏」のために、早期に骨

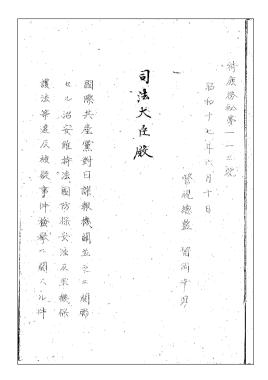
等を立件するにとどまった。 第一に、ゾルゲは、在日ドイツ大使館のほか、ドイツ大使館に出入り第一に、ゾルゲは、在日ドイツ大使館のほか、ドイツ大使館に出入り第一に、ゾルゲは、在日ドイツ大使館のほか、ドイツ大使館に出入り第一に、ゾルゲは、在日ドイツ大使館のほか、ドイツ大使館に出入り

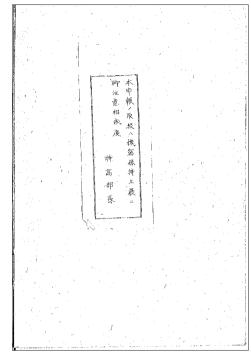
務(豊田令助=将月令助)らは追究できず、宮城の「米国共産党第十三物だがアメリカ共産党員ゆえに手の届かない鬼頭銀一や木元伝一、矢野ター・シュタイン、ジョセフ・ニューマンなどジャーナリスト、重要人諜報団の一員と判明した在中アグネス・スメドレーや出国したギュン第二に、当時の日独伊枢軸以外の外交ルートの切断、国際的孤立で、



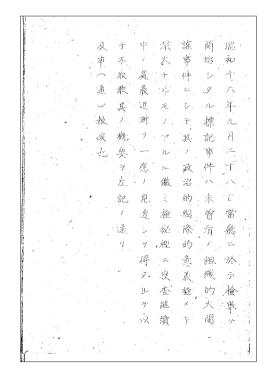


史料⑨





(一) (三) (一) (三) (三)	
概本 コ	250
り級機對支口之祭非謀檢查	WEY 1
, 上部劉目那三少共蘇敦學了	*
ア員ノ談時ンタ産教送者端	TE I
ルノ 組 教 バ テ ル 筆 巻 園 ん 居	- 1
一千地級機 ルンガ関員身 二	
1、火化及関!シ、青日園、元粉	次
万其格立 教局教 罪	
易 3 機 名經 布 ,	1
1	
機本 宴被	
関質、入檢	1 - 1
一	
立廷二ノ者	
5 多 歷一	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
學 英表	
	1
LATANA A KAR	
- E K 0 K 17 - 1	-



史料⑩

『アリーナ』第二〇号、二〇一七年、参照)。 藤『ゾルゲ事件』平凡社新書、二〇一四年及び「米国共産党日本人部研究序説」区加州支部東洋民族課日本人部」など実態と異なる表現が残された(加

訳が世界に出回っており、 シア公文書館での発掘・公表では、 告も、日本側は四○○通程度と想定したが(内約二○○通はその後公開) できるが、それらは、 赤軍 らアイノ・クーシネンが来日して皇室に接近したり、ソ連大使館内にも ばかりでなく多岐にわたっていた。ゾルゲと同じ時期に同じ赤軍四部か かっていない。 ゾルゲがドイツ語でタイプした「獄中手記」は、 本関係記事は、 いう。ドイツにおいてゾルゲがドイツ語新聞に送った二〇〇通以上の日 最近のミハイル・アレクセーエフ、 ンスでは追究できなかった。ゾルゲの在日中に送った秘密電文・書簡報 第三に、その後の研究では、 G R U 系列・内務省 E・パウエルらによりようやくリストにされた。 日本の警察・検察・憲兵隊の貧弱なインテリジェ 戦災で焼失したともいうドイツ語原文は見つ (NKVD) 系列の諜報団があったと想定 当時のソ連の対日諜報も、 上海時代を含め八○○通にのぼると アンドレイ・フェシュンらによるロ 日本語訳の英語への重 ゾルゲ諜報団 他方、

料の参照が、不可欠となる。 料の参照が、不可欠となる。

とらなければ、ゾルゲ諜報団の検挙も訊問も起訴・処刑もできなかった。つまり、太田耐造風「日本法理」によっても、一応の「法的体裁」を

なければならなかった。
カーシズムのバイアスをくぐった「共産主義スパイ探し」を出発点にしパガンダに用いた。そのため戦後のゾルゲ事件研究は、ウィロビー風マッパガンダに用いた。そのため戦後のゾルゲ事件研究は、ウィロビー風マッ調査は、その間隙を縫って新たな事実と史資料を集め、反ソ・反共プロ戦後のGHQのウィロビー少将、ポール・ラッシュらの「赤色スパイ」

りこ おわりに――二一世紀の国際的なゾルゲ事件研究のた

VI

井久也・渡部富哉共同代表に頼まれ、二○○四年一一月の「ゾルゲ・尾 た てゾルゲ事件も扱ったが、ほとんどは講演・研究会での新資料紹介であ 関東軍防疫給水部七三一部隊等の研究と併行するテーマの中の一つとし 社会主義史、 と題して話したのが、 崎秀実処刑六○周年記念講演会」で「イラク戦争から見たゾルゲ事件_. 米国9・11同時多発テロとイラク戦争の頃、 私の個人ホームページ「ネチズンカレッジ・情報学研究室」で辿ると、 (日露歴史研究センター 情報戦理論、 最初のようである。その後も、象徴天皇制、 『ゾルゲ事件関係外国語文献翻訳集』などの講演 占領期インテリジェンス、 日露歴史研究センターの白 原爆・原発研究 日本

事件に接近する手がかりを見出すものとなった。内務省の特高警察が、 た神話』 かったことを見出した。 法違反の 対して、これを指揮した司法省思想検察は、 もっぱら「共産主義撲滅」のための治安維持法事案として捜査したのに 独で論じたのは、二〇一四年三月刊の平凡社新書 原稿は、「ネチズンカレッジ」「情報学研究室」に収録)。 のみである。 「国家機密漏洩」事件として昭和天皇にまで上奏せざるを得な 本史料集成編纂は、 その意味で、 国防保安法違反、 『ゾルゲ事件 覆され 書物のかたちで単 改めてゾルゲ 軍機保護

ことが必要であった。 そのさい、世界各国での新資料公開と二一世紀の新研究に目配りする

た英雄という、愛国主義的な軍事諜報団評価が根強い。 い、上海・東京でのゾルゲ送受信の全容が見えてきたのが、画期的である。 り、上海・東京でのゾルゲ送受信の全容が見えてきたのが、画期的である。 なとしているという。しかし、 では、A・フェシュンのほかにも多くの研究者が現れ、その後も では、A・フェシュンのほかにも多くの研究者が現れ、その後も では、M・アレクセーエフ、A・フェシュンの書物刊行によ に英雄という、愛国主義的な軍事諜報団評価が根強い。

扱いが多い。

な事件など、政権中枢に食い込む「高等諜報員」の歴史的事例としてのす音での赤色スパイ」としてのゾルゲ像が支配的で、旧西独でのギヨー東西分裂期の全体主義論で形作られた、「反ナチ活動家」というよりも「ソリスト・ジャーナリストとしての再評価を始めた。ただし、戦後冷戦・

英語圏では、ディーキン=ストーリーやロバート・ワイマントの実証 英語圏では、ディーキン=ストーリーやロバート・ワイマントの実証 英語圏では、ディーキン=ストーリーやロバート・ワイマントの実証 英語圏では、ディーキンニストーリーやロバート・ワイマントの実証 英語圏では、ディーキンニストーリーやロバート・ワイマントの実証 英語圏では、ディーキンコーズの新著『完璧なスパイ リヒアルト・ゾルケ』(Owen Matthews、"An Impeccable Spy: Richard Sorge, Stalin's Master Agent")が刊行されて、話題となっている。

文脈で考察する新たな展開が期待できる。こ一世紀の史資料的意味でのゾルゲ事件研究の宝庫は、中国である。こ一世紀の史資料的意味でのゾルゲを高感的ない。すでに上海でのゾルゲと周恩来の接触など新しい史実が中国の研究者から示されているが、中国共産党の檔案館資料が公開されれば、顧順者から示されているが、中国共産党の檔案館資料が公開されれば、顧順者から示されているが、中国共産党の檔案館資料が公開されれば、顧順者から示されているが、中国共産党の檔案館資料が公開されれば、顧順者が与いた。紹介者は「上奏文」にも入ったアグネス・スメドレーではなり、ゾルゲ事件を国際的方「在支諜報団」の関係がいっそう明らかになり、ゾルゲ事件を国際的方「在支諜報団」の関係がいった。

価局長」となったシャーマン・ケントの役割に着目し、「情報評価」の欧州局調査分析部長、戦後はCIAの情報分析のトップ=「国家情報評編者は、戦前イエール大学歴史学教授、戦中OSS(CIAの前身)

マン・ケント『戦略インテリジェンス論』原書房、二〇一五年、参照)。先駆者として、ゾルゲや尾崎を見る視点が必要だと考えている(シャー

尾崎の西安事件分析には、その片鱗が見られた。尾崎の西安事件分析には、その片鱗が見られた。ゾルゲの二二二六事件分析、る仕事を担当していたように、高度な知識と分析力を要するアナリストの資格を持つ、ジャーナリストであり知識人だった。ゾルゲの二二二六事件分析、を持つ、ジャーナリストであり知識人だった。ゾルゲの二二二六事件分析、を持つ、ジャーナリストであり知識人だった。ゾルゲの二二六事件分析、電視の西安事件分析には、その片鱗が見られた。

利用され生命を落とした悲劇の知識人」であったことも否めない。ジェンスの発覚例・失敗例」であり、彼らが「スターリンのソ連国家にしての質は低下する。「最高のスパイは権力中枢の知られざるスパイ」であることを前提とすれば、ゾルゲや尾崎の情報収集活動は「インテリであることを前提とすれば、ゾルゲや尾崎の情報収集活動は「インテリの学問的自由」が必要である。時の権力者や政策に迎合・忖度するバイの学問的自由」が必要である。時の権力者や政策に迎合・忖度するバイの学問的自由」が必要である。時の権力者や政策に迎合・付度するバイの学問的自由」が必要である。

若い研究者の出現が、期待されるゆえんである。

若い研究者の出現が、期待されるゆえんである。

「工に秀でた料や「太田耐造関係文書」をもビッグデータの一部とした大量情報処理・料や「太田耐造関係文書」をもビッグデータの一部とした大量情報処理・料や「太田耐造関係文書」を含む各国での二一世紀のブルゲ事件研究は、「太田耐造関係文書」を含む各国での二一世紀のブルゲ事件研究は、「太田耐造関係文書」を含む各国での二一世紀のブルゲ事件研究は、「太田耐造関係文書」を含む各国での

(かとう・てつろう 一橋大学名誉教授本史料集成が、そうした新時代を切り開く一助になれば幸いである。

『ゾルゲ事件史料集成 太田耐造関係文書』全10巻 収録史料一覧

- ・ 本一覧は国立国会図書館憲政資料室「太田耐造関係文書目録」を基に、不二出版編集部によって作成した。同目録については、 解説を参照。
- ・「太田耐造関係文書目録」の「内容」「その他」項目を「概要」にまとめ、必要事項を追加した。また項目「附属資料」は割愛した。
- ・ 原史料で明示的に確認できない情報は〔 〕で示した。
- ・ [214] 資料収納包紙「ゾルゲ」、[215] 資料収納封筒「ゾルゲ」収録の文書はそれぞれ*214、*215を附した。
- ・『現代史資料 ゾルゲ事件』全4巻(みすず書房、1964-71年)に関連する史料は「概要/備考」欄に、『ゾルゲ事件』①~④ として該当券教等を記した。

【対照作成:進藤翔大郎氏】

I.「ゾルゲ事件」史料1

第1巻収録

NDL-NO	史料名	作成者/宛先	作成年月日	概要・備考	記述法/用紙/ 数量/綴形態	
214	[資料収納包紙 [ゾルゲ]]	封筒。資料は(1) されていた。さらに	【概要】「ゾルゲ関係」とフエルトペン書された(1)包紙と、(2)封筒。資料は(1)包紙に包まれテープで雁字搦めにされ保存されていた。さらに左の包紙の上に、(2)太田の筆で「ゾルゲ」と青鉛筆書された封筒がのせられ、全体が麻紐で括られていた			
215	[資料収納封筒「ゾルゲ」]	【概要】表紙に「中	共謀報団●●(中西 西里	■) とあり	鉛筆/1枚	
98 – 18	「二、共産主義運動ノ状況」	〔内務省〕		後欠	印刷 [謄写 (タイプ)] /内務省用箋/ 1 綴	
104 — 1	外諜被疑者検挙準備ニ関スル件 大審院検事局日記秘 三四二九号	大審院検事 柴碩文 /東京刑事、横浜、 静岡、新潟、大阪、京都、広島、田山、 屋、「福岡台、札幌、 天分、石館、各地方裁判所 校事正	昭和16年7月25日		印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 枚	
104 – 2	外謀被疑者検挙計画ニ関スル件 大審院検事局日記秘第 六二〇〇号	大審院検事中事局助兵、長衛等事事局助兵、長東 静原 一京都、底、居田、京、村田、京、村田、京、村田、京、村田、京、村田、京、村田、市、村田、市、村	昭和12年12月5日	極秘印	印刷 [勝写 (タイプ)] /2枚	
104 – 3	外課被疑者検挙ニ関スル件 大審院検事局日記秘第 六二三八号	大審院中事。 大審院検事中事。 大康 京 中事。 横京 所 孫 庆 庆 东 西 京 张 庆 天 东 帝 张 庆 天 东 帝 张 庆 庆 东 张 庆 庆 东 张 庆 庆 东 张 庆 东 张 庆 东 东 张 庆 东 东 张 庆 东 东 东 东	昭和12年12月6日		印刷 [謄写 (タイプ)] /2枚	
106 - 27	中央外諜事犯対策協議会設置理由並要網案		昭和16年8月26日	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋	
110-0	(表裏表紙板· 目次)	収納包紙「ゾルゲ」 表表紙裏に「ゾルケ 付箋あり。目次は太	業事件」として一冊に綴 〕に一括されていた。表 『事件関係尋問調書は一才 田のものとは異筆で書か すする意見書及別表」は 含まれていない	紙題箋に太田印。 舌別綴とす」との れている。目次番	1	
110-1	外事関係非常措置ニ関スル件 警保局外発甲第九七号	内務省警保局長/ 警視総監、各庁府 県長官(除東京府)	昭和16年11月28日	通達/「昭和一六 ・一二・五大検 印」あり	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214	

110 -2	防諜二関スル非常措置要網案送付ノ件「通牒」 憲三高 第一○○○号	憲兵司令部本部長 /朝憲司、各隊長、 憲校	昭和16年11月19日	通達/「昭和一六 ・一二・五大検 印」あり	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 – 3	外踝被疑者検挙ニ関スル件 大審院検事局日記秘第 六二三八号	大審院検事中事局か長東 市場 東京 市場 東京 市場 東京	昭和16年12月6日	通達/104-3 と文書番号同 じ。ただし文字 組が異なる	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 -4	外謀被疑者検挙計画ニ関スル件 大審院検事局日記秘第 六二〇〇号	大審院検事用の次長 東	昭和16年12月5日		印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 綴(2枚)/* 214
110 -5	外謀容疑者一斉検挙ニ関スル件 警保局外発甲第〔空欄〕 号	内務省警保局長/ 警視総監、関係庁 府県長官	昭和16年12月6日	通達/極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 枚/*214
110-6	ド・ゴール派ノ活動状況	神戸地方裁判所検 事局検事 横田静造	昭和16年11月13日		印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/大日本帝国 政府用箋/*214
110 - 7	「バルベ」ニ対スル軍機保護法違反事件証拠品(名簿) 写				印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 /*214
110 -8	外諜関係事件国籍別並各庁別検挙者表(昭和17. 1. 20 現在)		昭和17年1月20日	同一文書2枚あ り	印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 枚/*214
110 -9	逓信省ニ於テ傍受セルAC系XU系暗号無線通信文ノ解 読訳文(二)	東京刑事地方裁判 所検事局思想部	昭和16年11月25日	書込みあり/極 秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 /*214
110 – 10	大阪逓信局傍受暗号解読	外事課	昭和17年2月		印刷 [謄写 (タイプ、 手書)] / 1 綴/* 214
110 – 11	外諜被疑者取調状況調査表	神戸地方裁判所検 事局		国別名簿/極秘 印	印刷 [謄写 (手書)] /1枚/*214
110 – 12	昭和十六年十二月二十三日附国際共産党系外諜被疑事件 取調状況報告の追加			付箋貼付	印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 枚/*214
	ゾルゲ事件取調状況		昭和17年1月12日	尾崎秀實供述概 要/極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 /*214
110 – 14	ゾルゲ クラウゼン 使用ノ暗号解説			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 – 15	ゾルゲー派外諜事件捜査資料(無電関係)	東京刑事地方裁判 所検事局思想部	昭和16年11月	昭和12年以降、 逓信省傍受分、 ゾルゲら家宅捜 査で発見された ものの解読文/ 極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 綴/*214

第2巻収録

110-16 今次赤色国際諜報団ノ諜報活動ニ関スル技術的注意「リ	東京刑事地方裁判	昭和16年12月		印刷 [謄写 (タイプ)]
ヒアルド・ゾルゲ」ノ供述	所検事局思想部			/裁判所検事局用箋
	1		i !	/1綴(4枚)/*
				214

110 – 17	ゾルゲ宅ヨリ発見セルベン書英文情報訳文			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴 /*214
110 – 18	「リヒアルド・ゾルゲ」ノ蒐集セル情報要旨(其一)	警視庁外事課	昭和17年1月	極秘印	印刷 [謄写 (手書)] / 17枚/*214
110 – 19	「ゾルゲ」調査書		11月20日	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 - 20	クラウゼン宅 英文ノ情報			「日米交渉」。 110-20、21は、 ほぼ同一	
110 -21	クラウゼン宅ヨリ発見セルベン書英文情報訳文			20、21 は、ほぼ 同一/極秘印/ 『ゾルゲ事件』④	
110 - 22	マツクス·クラウゼン家宅捜索ノ結果発見シタル報告書 訳文(原文独文)		昭和16年11月25日	極秘印/『ゾル ゲ事件』④	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 (10枚)/*214
110 -23	マツクス·クラウゼン家宅捜索ノ結果発見シタル発信原 稿訳文(原文英語)			極秘印/『ゾル ゲ事件』④	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 -24	マツクス・クラウゼン手記(訳文)其の一	東京刑事地方裁判 所検事局思想部	昭和17年 1 月	「独逸に於ける 私の共産主義者 と しての経験」 /『ゾルゲ事件』 ③	
110 - 25	「ブランコ・ド・ヴーケリツチ」手記訳文(一)「私の共産 主義信奉の経過」 / 「ブランコ・ド・ヴーケリツチ」手記 訳文(二)「 ユーゴースーラヴィア」に於ける私の共産 主義運動の経験		昭和17年2月	極秘印/『ゾル ゲ事件』③	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/2 綴 /*214
110 - 26	独逸雑誌「ゲオ·ポリテイーク」西暦―九三七年―月号 所載「エル·エス」筆「日本ノ農村問題第一」と題する 論説訳文			1936年執筆/ 『ゾルゲ事件』 ④	
110 -27	独逸雑誌「ゲオ・ポリテイーク」西暦一 九三七年二月号 所載「エル・エス」筆「日本ノ農村問題第二」と題する 論説訳文			『ゾルゲ事件』 ④ (ただし訳文 は異なる)	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/2綴 /*214
110 - 28	水野成諜報活動一覧表				印刷 [謄写 (手書)] /1枚/*214
110 - 29	山名正實ノ宮城與徳ニ提報シタル情報内容及其ノ蒐集先 調査	特高第一課	昭和17年1月	極秘と印刷	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*214
110 - 30	(参考)本文ハ宮城與徳ノ所持品タル秋山幸治ノ英訳文 ヨリ訳出セリ本文ノ前半ハ英訳後上部ニ提出セリ		昭和16年10月27日	極秘印	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*214
110 -31	独ソ開戦ト岐路ニ立ツ国内政治 満鉄「時事資料月報」 ノ一部(満鉄首脳部ノミ配布ヲ受ケ居ルモノ)			宮城與徳証拠 品。満鉄『時事 資料月報』1の 一部/極秘印	
110 - 32	宮城與徳ノ下部組織	特高第一課	昭和16年11月	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 – 33	尾崎秀實ノ下部組織	特高第一課	昭和16年11月	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*214
110 – 34	篠塚虎雄ノ尾崎秀實·宮城與徳ニ提報シタル軍事資料並 情報内容及其蒐集先調査	特高第一課	昭和17年1月	極秘と印刷	印刷 [謄写 (手書)] /1綴/*214
110 - 35	篠崎虎雄ノ犯罪事実				印刷 [謄写 (手書)] / 1綴/*214

Ⅱ.「ゾルゲ事件」史料2

第3巻収録

₩ 3 仓収数	,				
170	第二回被疑者訊問調書 被疑者尾崎秀實		(昭和16年10月26日)	(三十) のイン デックス添付/ 極秘印/ 170は 調書ごとに表記 /『ゾルゲ事件』 ②	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*215
170	第三回被疑者訊問調書 被疑者 尾崎秀實		〔昭和16年10月27日〕	(三十一) のイ ンデックス添付 /『ゾルゲ事件』 ②	
170	第四回被疑者訊問調書 被疑者 尾崎秀寶		〔昭和16年10月28日〕	(三十二) のイ ンデックス添付 /『ゾルゲ事件』 ②	
171	第五回被疑者訊問調書 被疑者 尾崎秀寶		(昭和16年10月29日)	(三十三) のイ ンデックス添付 /極秘印/ 17 1 は調書ごとに 表記した。/『ゾ ルゲ事件』②	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 綴/*215
171	第六回被疑者訊問調書 被疑者 尾崎秀寶		〔昭和16年10月31日〕	(三十四) のイ ンデックス添付 /極秘印/『ゾ ルゲ事件』②	印刷 [謄写 (タイプ)]
172	尾崎秀實ノ供述要旨	検事 吉河光貞	昭和16年10月17日	1 1 1	印刷 [謄写(タイプ)] /大日本帝国政府用 箋/1綴(6枚)/ *215
173	尾崎秀實供述要旨(其ノ三)――客観情勢ニ対スル認識 所見――	特高第一課	昭和16年12月3日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
174	尾崎秀實供述要旨(其ノ四)——支那事変処理問題ニ就 テ——	特高第一課	〔昭和16年〕12月22、 27日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
175	〔包紙「ゾルゲ事件」〕			もと176と177を 一括	ペン/1枚/*214
176	ゾルゲ事件(川合、水野、西園寺、宮城、田中)		〔昭和17年〕	訊問著書を綴っ たもの。表題「 田中」は「田 ロ」の誤りか / 177とともに 175に一括	墨書/1 冊/*214
176 – 1	第二回被疑者訊問調書 被疑者 川合貞吉	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月28日〕	(三十八)のイ ンデックス添付 /極秘印/『ゾ ルゲ事件』④	印刷 [謄写 (タイプ)] /*214
176 – 2	第三回被疑者訊問調書 被疑者 川合貞吉	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年11月7日〕	『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (タイプ)] /*214
176 – 3	第四回被疑者訊問調書 被疑者 川合貞吉	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年11月9日〕	『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (タイプ)] /*214
176 – 4	第五回被疑者訊問調書 被疑者 川合貞吉	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年11月10日〕	『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (タイプ)] /*214
176 – 5	第二回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月27日〕	書き込みあり、 (十二)のイン デックス添付/ 『ゾルゲ事件』④	印刷 [謄写 (タイプ)] /*214
176 – 6	第二回被疑者訊問調書 被疑者 宮城與德	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月26日〕	(十三) のイン デックス添付/ 『ゾルゲ事件』 ③	印刷 [謄写 (手書)] /*214

176 – 7	第三回被疑者訊問調書 被疑者 宮城與德	警視庁特別高等警 察部特高第一課	,	(十四) のイン デックス添付/ 『ゾルゲ事件』 ③	印刷[謄写(手書)] /*214
176 – 8	訊問調書 水野茂	東京刑事地方裁判 所検事局	〔昭和16年10月17日〕	1 1 1 1 1 1	印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 - 9	第二回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月27日〕	『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 10	第三回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年12月12日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 11	第四回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年12月16日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 12	第五回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年12月17日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 13	第六回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年12月18日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 14	第七回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年1月13日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214

第4巻収録

第4卷収銀	承				
176 – 15	検事訊問調書(三月十六日附)被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕3月16日		/司法省用箋/*
176 – 16	検事訊問調書(三月二十八日附) 被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕 3月28日		/司法省用箋/*
176 – 17	検事訊問調書(三月三十日附) 被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕 3月30日		/司法省用箋/*
176 – 18	検事訊問調書(三月三十一日)被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕3月31日	極秘印/『ゾル ゲ事件』③	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
176 – 19	第二回被疑者訊問調書 被疑者 宮城與德	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月26日〕	(三十五)のイ ンデックス添付 /極秘印/『ゾ ルゲ事件』④	/*214
176 – 20	第三回被疑者訊問調書 被疑者 宮城與德	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月27日〕	(三十六) のイ ンデックス添付 /『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (タイプ)] /*214
176 – 21	第二回被疑者訊問調書 被疑者 水野茂	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和16年10月27日〕	(三十七)のイ ンデックス添付 /極秘印/『ゾ ルゲ事件』④	/*214
176 – 22	訊問調書 被疑者 田口右源太	東京刑事地方裁判 所検事局	〔昭和16年10月29日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 - 23	第二回被疑者訊問調書 被疑者 田口右源太	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年2月5日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 24	第三回被疑者訊問調書 被疑者 田口右源太	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年2月7日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 25	第四回被疑者訊問調書 被疑者 田口右源太	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年2月9日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 26	第五回被疑者訊問調書 被疑者 田口右源太	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年2月12日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 27	第六回被疑者訊問調書 被疑者 田口右源太	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年2月14日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214

176 - 28	第七回被疑者訊問調書 被疑者 田口右源太	警視庁特別高等警 察部特高第一課	〔昭和17年2月16日〕		印刷 [謄写 (手書)] /*214
176 – 29	検事訊問調書(四月四日)被疑者 犬養健		〔昭和17年〕 4月4日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177	〔綴表紙「検事尋問調書 被告人 西園寺公一・犬養健・尾 崎秀實」〕			訊問調書を綴っ たもの。176と ともに175に一 括	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 冊/*214
177 – 1	検事訊問調書(三月十六日附)被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕 3月16日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1級 /*214
177 –2	検事訊問調書(三月二十八日附)被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕 3月28日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 – 3	検事訊問調書(三月三十日附)被疑者 西園寺公一	〔東京刑事地方裁 判所検事局〕	〔昭和17年〕3月30日		/司法省用箋/*
177 – 4	検事訊問調書(四月四日)被疑者 犬養健		〔昭和17年〕4月4日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 – 5	第二回訊問調書(四月十日)被疑者 犬養健		〔昭和17年〕 4月10日	『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 - 6	第三回訊問調書(四月二十一日)被疑者 犬養健		〔昭和17年〕 4月21日	『ゾルゲ事件』 ④	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214

第5巻収録

177 – 7	検事訊問調書(三月五日)被疑者 尾崎秀寶	〔昭和17年〕	3月5日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 -8	検事訊問調書(三月七日)被疑者 尾崎秀實	〔昭和17年〕	3月7日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 – 8	検事訊問調書(三月八日)被疑者 尾崎秀寶	〔昭和17年〕	3月8日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 – 8	検事訊問調書(三月十日)被疑者 尾崎秀實	〔昭和17年〕	3月10日	『ゾルゲ事件』 ②	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 -8	検事訊問調書(三月十二日)被疑者 尾崎秀實	〔昭和17年〕	3月12日	『ゾルゲ事件』 ②	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 - 8	検事訊問調書(三月二十四日)被疑者 尾崎秀寶	〔昭和17年〕	3月24日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 -8	検事訊問調書(四月一日)被疑者 尾崎秀實	〔昭和17年〕	4月1日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214
177 – 8	検事訊問調書(四月十四日附)被疑者 尾崎秀寶	〔昭和17年〕	4月14日	『ゾルゲ事件』 ②	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/* 214

177 - 8	· 〔尋問調書綴、	重表紙〕				印刷 [謄写 (タイプ)]
1'''	(4)时间目1000	3525/111)				
	1		1	1	1	/*214

第6巻収録

第6巻収録	录				
178	検事訊問調書(四月四日) 被疑者 犬養健		〔昭和17年〕4月4日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 /*215
179	海江田久孝供述要旨	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年6月26日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 /*215
180	18. 大森吉五郎関係 〔(イ)職業、(ロ)被疑事実〕			前後欠か	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 枚 /*215
181	西暦一九三〇年ヨリー九三二年二至ル迄ノ支那二於ケル 各種ノ他ノ「グルー ブ」			供述書(供述者 名不明)	印刷 [謄写 (タイプ)] /裁判所検事局用箋 / 1 綴 (4枚) / * 215
182	西園寺公一等ノ国防保安法違反並軍機保護法違反被疑事 件取調情況ニ関スル件 日記秘第●●号	東京刑事地方裁判 所検事正 金澤次郎 /検事総長 松阪廣 政・東京控訴院検 事長 秋山要	昭和17年3月23日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴 /*215
183	西園寺公一二対スル国防保安法違反 並軍機保護法違反 被告事件			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴 /*215
184	未検挙被疑者被疑事実調	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年6月26日		,
185	ゾルゲ事件取調状況		昭和17年5月28日		印刷 [謄写 (タイプ)] /大日本帝国政府用 箋/1綴(10枚)/ *215
186 — 1	中西功関係事件概要 東京刑事地方裁判所検事局報告		昭和17年7月1日	1	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/ 1 綴 /*215
186 - 2	中西功関係事件資料 東京刑事地方裁判所検事局報告		昭和17年7月1日		
187	中西功関係事件取調状况 昭和十七年七月九日		昭和17年7月9日	厳秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴 /*215
188	中西功関係事件取調状况 昭和十七年七月十三日		昭和17年7月13日	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1級 /*215
189	中西功関係事件取調状況 昭和十七年七月十五日		昭和17年7月15日	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴 /*215
190	中西功等関係事件取調概況報告 昭和十七年七月十八日	東京刑事地方裁判 所検事局思想部	昭和17年7月18日		印刷 [謄写 (タイプ)] /裁判所検事局用箋 /1 綴
191	中共関係事件取調状況 汪錦元 昭和十七年八月三日		昭和17年8月3日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
192 – 1	中共関係事件取調状況 陳一峯ノ供述要旨 昭和十七年八 月三日		昭和17年8月3日	1 1 1 1 1 1 1	印刷 [謄写 (手書)] / 1 綴/*215

1		ï	;		
192 – 2	中国共産党事件取調状況(陳一峯陳述要旨ノ二)(第二回八月四日)昭和十七年八月六日現在		昭和17年8月6日		印刷 [謄写(手書)] / 1 綴(8枚)/* 215
193 – 1	中共関係事件取調状況 李徳生 昭和十七年八月二日		昭和17年8月2日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
193 -2	中共関係者李徳生取調状況 (其ノ二) 昭和十七年八月 六日		昭和17年8月6日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
194	昭和十七年四月二十日付兵務局長宛軍事上ノ秘密照会ノ 一部				印刷 [謄写 (タイプ)] /裁判所検事局用箋 /1枚/*215
195	軍事上ノ秘密ニ関スル件照会 昭和十七年六月十一日	東京刑事地方裁判 所検事正 金澤次郎 /陸軍省兵務局長 田中隆吉	昭和17年6月11日	同一文書3綴あり	印刷 [謄写 (タイプ)] /裁判所検事局用箋 /1級/*215
196	軍関係経済違反事件ニ関スル件 昭和十七年六月二十二 日		昭和17年6月22日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴 /*215
197	満鉄東京支社ノ情報入手関係	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年6月26日	に「刑思印」と	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1級 /*215
198	訳文	遊田検事/太田第 六課長			印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/2枚 /*215
199	対米交渉ニ関スル件 昭和十七年二月二十日		昭和17年2月20日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1級 /*215
200	勅許執奏方ノ件	司法大臣 岩村通世 /内閣総理大臣 東 条英機	昭和17年4月		
201	「東京時事資料月報」				印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1級 (2枚)/*215
202	ゾルゲ事件概要(一)(無電関係)	司法省刑事局	昭和17年1月	通信省に於いて 傍のしたると の、クラウゼン 宅捜索の結果発 見せの等の結算の 技注 意、NO124 とあり/機密と 印刷	印刷/1冊/*214
203	ゾルゲ事件概要	司法省刑事局	昭和17年3月	犯罪発覚の端緒 並捜査の経緯、 主要被疑者の経 歴、日本に於け る諜報活動の概 要/取扱注意、 NO435とあり 機密と印刷	印刷/1 冊/*214

第7巻収録

204	ゾルゲ事件関係主要被告人公訴事実集	司法省刑事局	昭和17年5月	取 扱 注 意、印刷/1冊/*214
				NO97とあり/
				機密と印刷

205	国際共産党対日諜報機関検挙申報	警視総監 留岡幸雄 /司法大臣	 「押収物一覧」 は76-77頁に挟	印刷 [謄写 (手書)] /1冊/*214
			まる。国際共産	
			党対日諜報機関	
		[ノ本質及任務、	
			資金案系、重要	
			押収物 等/極	
			秘印、軍事機密	
		{	印、太田印/『ゾ	
			ルゲ事件』①(異	
			同あり)	

第8巻収録

	K				
206	[資料収納封筒「ゾルゲ事件 上奏文案]]		昭和17年5月	「上奏文案」「改 正 治安維持法 を纏る若干の問 題点」とメモ書 きあり	ペン/1枚
206 – 1	所謂国際諜報団事件に関する上奏文案		昭和17年5月11日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋 / 1 綴
206 – 2	所謂国際諜報団事件に関する上奏案		昭和17年5月9日		印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋 / 1 綴
207 – 1	国際諜報団事件に関する刑事局長 談		昭和17年5月7日	秘印/日付後に	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋 / 1 綴 (2枚) / *215
207 – 2	国際諜報団事件に関する刑事局長 談		昭和17年5月9日	印/日付後に	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋 / 1 綴 (2枚) / *215
208	国際諜報団事件に関する発表要綱(案)	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月11日	「刑思印」とあ	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋 / 1 綴(2枚)/*215
209 – 1	国際諜報団事件に関する司法当局談	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月11日	同一修正あり/	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋 / 1 綴 (4枚) / *215
209 – 3	国際課報団事件に関する司法当局談	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日	を「内務司法両	印刷 [謄写(手書)] /司法省用箋/1級 (3枚)/*215
209 – 4	国際課報団事件に関する司法当局談		(昭和17年5月12日)	ており、成案か。	印刷 [謄写(手書)] /司法省用箋/1級 (3枚)/*215
210 – 1	国際諜報団事件に関する司法当局談	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴 (6枚)/* 215
210 -2	国際課報団事件に関する司法当局談	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴 (3枚) /* 215

1210 - 2	; : 国際諜報団事件に関する司法当局談	〔司法公刑吏民田	昭和17年5月12日		印刷 [謄写 (手書)]
210 0	国際銀本は3字(すい)の 7 の 日は、1 日本の 1 日	想部)	HI4H17 + 37312 II		/1綴(3枚)/*
210 -4	国際諜報団事件に関する司法当局談	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴 (3枚) /* 215
210 -5	国際諜報団事件に関する司法内務両当局談		〔昭和17年5月〕	秘印	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴(3枚)/* 215
211 – 1	国際課報団事件に関する司法省発表	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日	極秘印/日付後 に「刑思印」と あり	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
211 -2	国際諜報団事件に関する司法省発表	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日	211-2~5は同 一だが、修正箇 所に異同あり/ 極秘印/日付後 に「刑思印」と あり	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
211 -3	国際課報団事件に関する司法省発表	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日	211-2~5は同 一だが、修正箇 所に異同あり/ 極秘印/日付後 に「刑思印」と あり	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
211 -4	国際諜報団事件に関する司法省発表	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日	211-2~5は同 一だが、修正箇 所に異同あり/ 極秘印/日付後 に「刑思印」と あり	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
211 -5	国際課報団事件に関する司法省発表	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和17年5月12日	211-2~5は同 一だが、修正箇 所に異同あり/ 極秘印/日付後 に「刑思印」と あり/『ゾルゲ 事件』①(解説、 異同あり)	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴/*215
212 – 1	大審院検事局意見		昭和17年5月13日	り、書き込みの	印刷 [謄写 (タイプ)] /大日本帝国政府用 美/1 綴(2 枚)/ *215
212 – 2	外務省非公式意見		昭和17年5月14日	り、書き込みの	印刷 [謄写 (タイプ)] /大日本帝国政府用 箋/1級(2枚)/ *215
213	新聞記事掲載要領		(昭和17年)	同一文書7枚/ 書き込みあり/ (十二) のイン デックス添付/ 秘印/『ゾルゲ 事件』③ (月報)	印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 枚/*215

Ⅲ.「ゾルゲ事件」周辺史料

第9巻収録

わり 合収数	K				
85 — 1	「コミンテルン」ノ青年層獲得政策ニ関スル件 司法省 刑事局秘第一五一九号	司法省刑事局長 松 阪広政/検事総 長、検事長、検事 正	昭和13年9月5日	厳秘と印刷/ 85は「左翼関係」 として一括	印刷 [謄写(手書)] /1 冊
85 – 4	海外ヨリ密送セラレタル左翼宣伝印刷物調	司法省刑事局	昭和13年11月19日	刑印、秘と印刷	印刷 [謄写 (手書)]
85 – 5	日本共産党ノ「コミンテルン」ニ宛テタル一九三八年度 上半期報告ノ全訳及其ノ要旨写送付ノ件 司法省刑事局 秘第二〇八九号		昭和13年12月3日	秘と印刷	印刷 [謄写(手書)]
85 – 7	第四国際極東代表部委員会ノ存在 ト蘇連側ノ第四国際 運動対策ニ関スル件 司法省刑事局極秘第三○号	司法省刑事局長 松 阪広政 / 検事総 長、検事長、検事 正	昭和13年2月27日	極秘と印刷	印刷 [謄写(手書)]
85 – 12	日本国ニ在ル「ソヴィエト」社会主義共和国連邦通商代 表部ノ法律的地位ニ関スル我方対案/日本国「ソヴィエ ト」社会主義共和国連邦問通商協定			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /外務省用箋
85 – 19	中国共産党東京支部事件概要/中国共産党東京支部関係 被起訴者氏名等一覧表〔1 1月19日〕		昭和15年11月20日	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)]
85 – 22	三、一五・四、一六事件当時ニ於ケルコミンテルント我 国共産党トノ連絡概況	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和16年2月21日	同一文書 4 部あ り	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋
85 - 22	対蘇国交調整問題ト国内共産主義運動取締対策	1 1 1 1	昭和15年2月14日	85-22に付随	司法省用箋
85 – 23	三、一五・四、一六事件当時ニ於ケルコミンテルント我 国共産党トノ連絡概況	〔司法省刑事局思 想部〕	昭和16年2月13日	極秘印/日付後 に「刑思印」と あり	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋
85 – 26	中国人汪叔子等ニ対スル治安維持法並軍機保護法違反事 件/無国籍士人エリメイ外七名ニ対スル軍機保護法違反 事件				ペン/大日本帝国政 府用箋
85 – 40	〔左翼系研究会系統図〕			折込	印刷
85 – 41	質疑事項/参考事項	[青森県]		軍機保護法該当 案件の問い合わ せ/書込みあり /極秘印	印刷[謄写(手書)]
85 – 44	日本共産主義者団関係検挙調		9月13日午前10時現在	極秘印	印刷 [謄写 (手書)]
85 – 45	日本共産主義者団第二次検挙予定表			極秘印	印刷 [謄写 (手書)]
85 – 46	日本共産主義団ノ定義			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋
85 – 49	左翼運動情勢報告	1 1 1 1			印刷 [謄写 (タイプ)]
85 – 50	昭和十五年六月二十四日以降検挙ノ「党」再建運動概況 追加報告				印刷 [謄写 (タイプ)] /東京刑事地方裁半 所検事局用箋
85 – 52	日本国内に於ける共産運動の将来性			「高等官取扱保管」との朱書/ 極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)]
85 – 53	「コミンテルン」ト治安維持法トノ関係/「コミンテルン」ノ目的遂行罪ニ関スル起訴状ノ雛型並若干ノ資料及注意(東京控訴院検事局思想部稿)	1		極秘印	印刷 [謄写(手書)]
86 – 7	今春チタ市ニ於ケルコミンテルン極東会議ノ件 日記思 第二八七号	東京刑事地方裁判 所検事正 池田克/ 各控訴院検事長、 各地方裁判所検事 正	昭和15年3月22日	日露通信掲載記 事 (3月18日) の翻訳 / 86は 「蘇蓮関係」と して一括/秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /1 冊/*214
98 – 12	第七時コミンテルン極東大会ニ於テ指示サレタ日本ニ対 スルテーゼ 情野義秀手記		昭和16年10月20日	日支戦争への対 応/極秘印	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴
09 _ 14	共産主義運動ノ近状(昭和十六年十月)	1 1 1		折込、書込みあ	印刷 [謄写 (タイプ)]

98 – 20	第五回訊問調書抜粋 被疑者 和田博雄			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴	
98 – 21	「五条」実行協議 和田博雄 公訴事実(昭和十六年十二月 三十一日求予審)				印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 綴	
98 – 23	在満日系共産主義運動ニ関スル件(第二報)	〔関東軍憲兵隊〕	昭和16年11月6日	極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴	
98 – 25	名古屋旧朝基関係者ノ治維法違反被疑事件			書込みあり	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/1 綴	
98 – 38	量刑ト再犯ニ関スル資料				印刷 [謄写 (タイプ)] /大日本帝国政府用 箋/1 綴	
103	満洲二於ケル共産運動ノ概況	関東軍司令部陸軍 主計中尉・前警視 庁検閲課長 羽根盛 一 (述)			印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 綴	
108 – 16	〔在留外地人ノ民族独立運動ニ関スル通牒〕	司法省刑事局第6 課長〔太田耐造〕 /大審院検事局、 控訴院検事局思想 係検事		108は「思想」 綴として一括/ 秘印	印刷 [謄写 (手書)] /1 冊	

第10巻収録

为10公水	94				
112-1	〔部内学習会資料、プログラム〕		昭和17年3月	昭和17年3月に 開催された部内 学習会のレジュ メか/極秘印	
113	一斉検挙ニ伴フ新聞記事掲載及無線電話放送差止ニ関ス ル件	次長/各検事長、 各検事正	昭和17年6月18日	報道規制の手順、通報書式/ 大検思印とあり	
114	思想研究資料特輯第九十二号 昭和十七年八月	司法省刑事局	昭和17年8月	昭和17年2月 臨時思想実務 会同議事録(対表 新院並に地方裁 判所の思想態係 事))を副題意 NO168、極秘 と印刷	印刷/1冊/*214
117	(共産主義取締り方針案につき意見)	〔太田耐造〕		「国内共産主義 の形態を二つと し 第三の諜報 謀略活動を除く こと」等七項目	鉛筆/大日本帝国政 府用箋/6枚
119	「在華日本人民反戦同盟」ノ活動ニ就テ			極秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /司法省用箋/6枚
120	〔中国共産党の戦略と問題点 断片〕	 		報告書の一部	印刷 [謄写 (タイプ)] / 1 枚
216	中国共産党組織系統表	在上海日本総領事 館警察部第二課	昭和9年12月15日	秘と印刷	印刷/1枚
217 – 1	在満中国共産党隷下諸機関系統表	在満日本帝国大使 館警務部	昭和10年6月	極秘印	印刷/1綴
217 – 2	在満中国共産党及共産軍分布図	在満日本大使館警 務部	昭和10年6月	秘印	印刷/1綴
222	一、秘密結社「誘書会」/二、秘密結社「鉄血同盟」/三、重慶派中国国民党/四、在新京大学学生運動ノ外貌 資料十七			新京や東京にお ける、日本打倒 のための結社に ついての内偵/ 極秘印	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴

	今次事件ノ取調ニツイテ	吉植悟/太田司長	4月27日	件し、た開」「経験を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	
223 – 2	検挙前ヨリ現在迄ニ至ル取調へニ対スル心境ノ推移	狭間源三/太田司 長		治安維持法事件 逮捕者に対して 逮捕前から取調 後の所感の変化 を尋ねたもの/ 秘印	印刷 [謄写 (タイプ)] /8枚
247 1	司法部職員及特高警察勤務経験ヲ有スル者中聯合国総司 令部発日本政府宛一月四日附覚書「公務従事ニ適セザル 者ノ公職ヨリノ除去ニ関スル件」附属書A号G項ニ該当 スル者ニ関スル件(昭和二一、四、五閣議決定)		(昭和21年)	(別紙)「重要思想刑事事件表」は、2部のうち1綴のみに付属/同一文書2綴あり/極秘印	印刷 [謄写 (手書)] /1級
247 – 2	G項該当者調查抜粋		〔昭和21年〕	書き込み多数	印刷 [謄写 (手書)] /1 綴
247 – 3	G項該当者審査下調の要領		昭和21年4月23日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴
247 – 4	昭和二十一年一月四日附連合軍総司令部発日本政府宛覚 書(公務従事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ関スル件) 附属書B号調査表ノ作成ニ関スル件通牒 司法省人庶第 二五八号		昭和21年4月18日		印刷 [謄写 (手書)] /1 綴